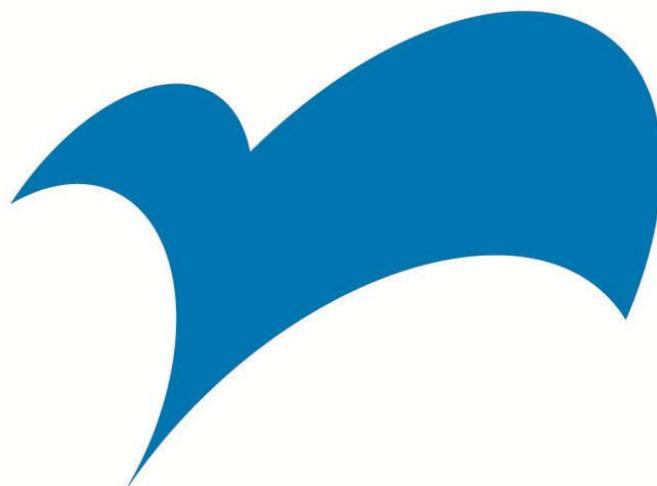


長門市合併検証



平成27年7月

長門市

ごあいさつ

平成 17 年 3 月 22 日に長門市、三隅町、日置町及び油谷町が合併し、新たな長門市が誕生して 10 年が経過いたしました。

この度本市では、合併後 10 年を一つの節目として、合併前に市民の皆様にお示した「合併のメリット・デメリット」及び「新市の将来構想」に対するこれまでの具体的な施策等の取組状況を分析し、評価・検証を行うとともに課題を整理した合併検証の報告書をまとめました。

本書の作成にあたっては、行政の内部評価に止まらず市民目線の評価・検証となるよう、新市誕生とともに合併後の新しいまちづくりにご尽力いただいた各地区、各分野の代表から組織される地域審議会の委員の皆様の評価・検証をお願いいたしました。

全検証項目 27 項目の中でも、特に市民の皆様に関心が高いと思われる「行政サービスの向上」、「住民負担の軽減」、「地域の新しいまちづくりの実現」に関する 17 項目について評価・検証をいただいたことで、より市民目線の合併検証になったものと確信しております。

また、合併検証により整理された課題については、今後の各種施策の方針や第二次総合計画等の策定に活かしていくこととしております。

今日、地方には少子高齢化に伴う人口減少や後継者不足、雇用問題等、様々な課題に対応するため、自らが創意工夫を凝らし、地域の個性や特性を活かしたまちづくりが強く求められており、本市においては「チームながと構築し、全国に誇れるまちを創る」を基本理念に、市民が安心して働き、子どもを産み育てることができるまちの実現を目指し、「ながと成長戦略」や「子育て支援」などの取組を具体的かつ計画的に進めているところです。

今後におきましても、人と人との絆をさらに深め、誰もが住むことに喜びを感じ誇りの持てる「長門市」とするため、市民の皆様と手を携えながら、引き続き魅力あるまちづくりに取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成 27 年 7 月

長門市長 大西 倉 雄

目次

基本事項	1
(1) 目的	
(2) 検証項目	
(3) 検証方法	
(4) 検証結果の周知及び活用 《検証項目の対応》	
検証項目	3～59
1. 合併により期待された効果は達成できたのか。	
(1) 市の組織の効率化は図られたのか。	3
①市の組織のうち、管理部門の効率化を図り、サービス部門を充実させる ことが期待された。	
②特別職をはじめとする人件費の削減が期待された。	
③重複する類似施設が無くなり、公共施設が効率的に配置されることが 期待された。	
(2) 節減による財源の有効利用は図られたのか。	10
①節減効果により、基盤整備が今まで以上に進められることが期待された。	
(3) 市全体としてのまちづくりは進んだか。	12
①地域間における基盤整備の格差が改善されることが期待された。	
②生活環境面についても、広域的に取り組むことができると期待された。	
③市の規模が拡大することで、市場の評価が高まることが期待された。	
④保健福祉サービスの充実、高度化が期待された。	
⑤各地域の教育施策のよさを活かしながら、教育施設の有効活用が図られる ことが期待された。	
(4) 専門的な行政サービスが行えるようになったか。	23
①専任の組織、職員を配置し、サービスの高度化、多様化に対応できる ことが期待された。	
②行政サービスの水準が上がるとともに、新たな行政サービスの実施が 期待された。	
③職員の資質の向上により、行政レベルが上がることが期待された。	
(5) 住民の暮らしが便利になったか。	30
①身近で行政の手続きができるようになることが期待された。	
②生活の実態に即した行政区、校区の見直しができるようになることが 期待された。	
③公共施設の住民の積極的な利用、参加が期待された。	

(6) 市の知名度はあがったか。	36
①土地を有効に活用できることが期待された。	
②統一のとれた観光振興が期待された。	
③市が大きくなることにより、さまざまな取組を行うことで、企業誘致、 定住促進、重要プロジェクト等の誘致が期待された。	

2. 合併により懸念された課題は解消できたのか。

(1) 中心部が発展し、周辺部がさびれる。	42
(2) サービス水準が低下したり、公共料金などが高くなる。	44
(3) 住民の声が届きにくくなり、きめ細かなサービスが行われなくなる。	47
(4) 地域ごとの歴史、文化、伝統などが失われる。	49

3. 新市建設計画に基づき事業実施はできたか。

(1) 自然と人がやすらぐ安全なまち「自然環境の保全と生活環境の充実」	51
(2) 6次産業が栄えるまち「産業の振興」	53
(3) 生きがいと笑顔があふれるまち「福祉の充実」	54
(4) 個性豊かに人が輝くまち「生涯学習の充実」	56
(5) みんなで創り、自分発信するまち「住民主体のまちづくりの推進」	58
(6) 新市建設計画全体の進捗状況（参考）	59

財政分析 60～73

1. 決算額（普通会計）	60
2. 歳入	
(1) 市税	61
(2) 普通交付税	63
(3) 市債	64
3. 歳出	
(1) 義務的経費	65
(2) 普通建設事業費	67
4. 市債残高	68
5. 基金残高	69
6. 財政指標	
(1) 財政力指数（3か年平均）	70
(2) 経常収支比率	71
(3) 実質公債費比率（3か年平均）	72
(4) 将来負担比率	73

基本事項

(1) 目的

平成 17 年 3 月に 1 市 3 町が合併し、新たな長門市が誕生して 10 年を迎えた節目に、これまでの行政運営を検証することによって課題等の整理を行い、今後、市の各種方針、計画の策定に活かします。

(2) 検証項目

検証項目は、合併前の長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会が作成した「新市将来構想」の第 4 章（1 市 3 町合併のメリット〔効果〕・デメリット〔課題〕）及び第 6 章（新市の将来構想）の内容に対応するかたちとします。

また、これらの項目と別に、財政分析についても行うこととします。

(3) 検証方法

検証の方法（財政分析を除く）については、次のとおりとします。

- ①合併前の合併協議会が作成した「新市将来構想」の中で合併のメリット〔効果〕とデメリット〔課題〕をどのようにとらえていたのかを確認します。
- ②合併のメリット、デメリットに関連する事務事業について、合併時にどのように調整されたかを整理します。
- ③この 10 年間にどのような施策を進めてきたか、その取組状況を分析します。
- ④地域審議会で意見をとりまとめ、取組に対する評価を行います。なお、物理的・数値的な観点から評価できるものは、行政内部で評価を行います。
- ⑤評価に基づき、今後の課題等を整理します。

(4) 検証結果の周知及び活用

検証の結果は、広報、ホームページ、情報コーナーで公表します。

また、検証により整理した課題の解消については、今後、市の各種方針、計画の中で取り組んでいくこととします。

《検証項目の対応》

「新市将来構想」の見出し ← 対応 → 「合併検証」の見出し

第4章 1市3町合併のメリット〔効果〕・デメリット〔課題〕	検証項目
<p>第1節 合併のメリット</p> <p>第1項 行財政の効率化</p> <p>第2項 重点的な投資による基盤整備の促進</p> <p>第3項 広域的観点に立ったまちづくりと施策展開</p> <p>第4項 サービスの高度化、多様化</p> <p>第5項 住民の利便性の向上</p> <p>第6項 地域のイメージアップと総合的活力の強化</p>	<p>1. 合併により期待された効果は達成できたのか。</p> <p>(1) 市の組織の効率化は図られたのか。</p> <p>①市の組織のうち、管理部門の効率化を図り、サービス部門を充実させることが期待された。</p> <p>②特別職をはじめとする人件費の削減が期待された。</p> <p>③重複する類似施設が無くなり、公共施設が効率的に配置されることが期待された。</p> <p>(2) 節減による財源の有効利用は図られたのか。</p> <p>①節減効果により、基盤整備が今まで以上に進められることが期待された。</p> <p>(3) 市全体としてのまちづくりは進んだか。</p> <p>①地域間における基盤整備の格差が改善されることが期待された。</p> <p>②生活環境面についても、広域的に取り組むことができると期待された。</p> <p>③市の規模が拡大することで、市場の評価が高まることが期待された。</p> <p>④保健福祉サービスの充実、高度化が期待された。</p> <p>⑤各地域の教育施策のよさを活かしながら、教育施設の有効活用が図られることが期待された。</p> <p>(4) 専門的な行政サービスが行えるようになったか。</p> <p>①専任の組織、職員を配置し、サービスの高度化、多様化に対応できることが期待された。</p> <p>②行政サービスの水準が上がるとともに、新たな行政サービスの実施が期待された。</p> <p>③職員の資質の向上により、行政レベルが上がることが期待された。</p> <p>(5) 住民の暮らしが便利になったか。</p> <p>①身近で行政の手続きができるようになることが期待された。</p> <p>②生活の実態に即した行政区、校区の見直しができるようになることが期待された。</p> <p>③公共施設の住民の積極的な利用、参加が期待された。</p> <p>(6) 市の知名度はあがったか。</p> <p>①土地を有効に活用できることが期待された。</p> <p>②統一のとれた観光振興が期待された。</p> <p>③市が大きくなることにより、様々な取組を行うことで、企業誘致、定住促進、重要プロジェクト等の誘致が期待された。</p>
<p>第2節 デメリットとその対策</p> <p>第1項 中心部が発展し、周辺部がさびれる恐れ</p> <p>第2項 サービス水準が低下したり、公共料金などが高くなる恐れ</p> <p>第3項 住民の声が届きにくくなり、きめ細かなサービスが行われなくなる恐れ</p> <p>第4項 地域ごとの歴史、文化、伝統などが失われる恐れ</p>	<p>2. 合併により懸念された課題は解消できたのか。</p> <p>(1) 中心部が発展し、周辺部がさびれる。</p> <p>(2) サービス水準が低下したり、公共料金などが高くなる。</p> <p>(3) 住民の声が届きにくくなり、きめ細かなサービスが行われなくなる。</p> <p>(4) 地域ごとの歴史、文化、伝統などが失われる。</p>
<p>第6章 新市の将来構想</p> <p>第2節 新市の基本目標</p> <p>第1項 自然と人がやすらぐ安全なまち</p> <p>第2項 6次産業が栄えるまち</p> <p>第3項 生きがいと笑顔があふれるまち</p> <p>第4項 個性豊かに人が輝くまち</p> <p>第5項 みんなで創り、自分発信するまち</p>	<p>3. 新市建設計画に基づき事業実施はできたか。</p> <p>(1) 自然と人がやすらぐ安全なまち「自然環境の保全と生活環境の充実」</p> <p>(2) 6次産業が栄えるまち「産業の振興」</p> <p>(3) 生きがいと笑顔があふれるまち「福祉の充実」</p> <p>(4) 個性豊かに人が輝くまち「生涯学習の充実」</p> <p>(5) みんなで創り、自分発信するまち「住民主体のまちづくりの推進」</p> <p>(6) 新市建設計画全体の進捗状況（参考）</p>

検 証 項 目

1. 合併により期待された効果は達成できたのか。

(1) 市の組織の効率化は図られたのか。

- ① 市の組織のうち、管理部門の効率化を図り、サービス部門を充実させることが期待された。

合併前の説明（新市将来構想）

企画、総務等の管理部門の効率化を図り、相対的にサービス提供や事業実施を直接担当するサービス部門を手厚くすることができる。

合併時の事務事業調整結果

企画、総務等の管理部門の効率化として、人事・組織、予算・財政、行政委員会、議会事務局等を本庁に統合し、サービス部門の強化として、本庁では「市民福祉部」、総合支所では「市民福祉課」を設置し、保健・医療・福祉及び窓口のサービスを統合・一元化を図ることにより、住民が利用しやすく、分かりやすい組織とします。

《事務事業調整項目No.A-1-60：新市の組織機構の整備方針から抜粋》

取組状況

《管理部門》

合併時の事務事業の調整のとおり、人事・組織、予算・財政、行政委員会、議会事務局等を本庁に統合し、新たに企画総務部に秘書広報課等を設置するとともに、総務課の直下に行政改革推進室を置きました。

これにより、企画、総務等の管理部門の一元化と効率化を図るとともに、市長公務を整理する専門部署を設け、行政区域の拡大に伴う合併時の混乱を避けるとともに、新市において行政改革の担当部署を管理部門に設置し、主導的に改革を進めてきました。

このほか、安全で安心なまちづくりをより推進するため、平成22年度に総務課の地域安全係を地域安全推進室に昇格させ、更には災害に強いまちづくりの加速化を図るため、平成25年度に防災危機管理課として独立させ、防災の取組を一層強化するとともに、地域の自主防災組織の育成にも力を入れているところです。

《サービス部門》

合併時の事務事業の調整のとおり、サービス部門の強化として、本庁では市民福祉部、総合支所では市民福祉課を設置して、保健・医療・福祉及び窓口のサービスを統合・一元

化を図りました。

本庁の市民福祉部では、ごみ処理等廃棄物対策を専門とする生活環境課を設置するとともに、法改正等に伴う福祉施策等の動向を注視し、課の新設、統廃合を行い、充実したサービスを提供できる体制づくりに努めています。

また、合併時から市民相談室を市民課に設けて、市民からの相談に十分対応できるよう体制を整えてきました。現在では、更に消費生活センターを設置し、市民の消費生活を守る相談窓口として対応を行っています。

なお、総合支所の市民福祉課は、平成 20 年度に総合支所を支所に改めた際、総合窓口課に統合し、平成 26 年度からはグループ制の導入により、地域窓口班として窓口担当と健康福祉担当を配置し、住民票や各種証明の発行をはじめ、保健福祉に関する手続きについても引き続き支所の窓口で対応できるようにしています。

《その他特記事項》

新市の産業振興において、1 次産業の底上げが喫緊の課題となっていたことから、1 次産業と 2 次産業、3 次産業を連携させる 6 次産業を推進するため、6 次産業推進室や流通企画室を設置しました。この取組をさらに具体化するため、平成 25 年度から「ながと成長戦略推進事業」に着手し、その中心となる部署として、平成 26 年度から経済観光部に成長戦略推進課を設置しています。

また、観光都市ながとを目指し、平成 22 年度には商工観光課から、観光部門を一つの課として独立させ観光課とし、各種施策に取り組んでいます。

このほか、弱体化しつつある集落機能を再生させるため、平成 25 年度から企画政策課に市民協働推進室を設置し、新しい地域コミュニティの育成に取り組んでいます。

評価・検証

《地域審議会評価》

人員が削減される中、組織機構の整理・統合もなされ、市民にとっても分かりやすい窓口体制となっており、支所についても窓口業務の一本化が図られるなど、市民へのワンストップサービスを意識した組織体制となっています。

しかしながら、油谷地区においては、保健福祉センターが支所から離れた高台にあり、市民へのワンストップサービスに支障を生じている状況があります。

また、市民の安全で安心なまちづくりを推進するため、本庁に防災危機管理課を設置し、支所に防災担当を配置していますが、支所の職員数等を考えると地域で災害が発生したときの体制は不十分だと思われます。

なお、状況に見合った組織の改編を行うことは良いですが、課等の名前が頻繁に変わることで市民が混乱するので、配慮が必要です。

課題の整理

- 油谷支所におけるワンストップサービスの体制整備
- 市周辺部における災害時の体制の強化
- 組織改編による課係等の名称変更の配慮

参考資料

- 組織改編の変遷〈資料編－P. 8〉
- 合併時以降に新設され、現在（H26. 4）も設置している課、室等の一覧〈資料編－P. 11〉

② 特別職をはじめとする人件費の削減が期待された。

合併前の説明（新市将来構想）

特別職（首長、助役、収入役、教育長）や議員、1市3町に置くこととされている委員会の委員等、事務局職員及び一般職員の総数が減少し、その経費も削減されます。

合併時の事務事業調整結果

新市において、定員適正化計画を策定します。

収入役事務兼掌条例は廃止することとします。

新市の議会の議員定数は26人とします。ただし、合併後最初の議員の任期に限り、定数特例により30人とします。

合併時は在任特例により1市3町の農業委員をそのまま引き継ぎ、合併後、最初に行われる選挙からは選挙区を設けて定数を30人とします。

教育委員会委員の数は5人とし、任期を4年とします。

《事務事業調整項目No.A-1-67：定員適正化計画・No.A-1-241：収入役事務兼掌・No.C-1-2・23：議会の議員の定数、報酬・No.F-1-1：農業委員会の定数、報酬の額・No.G-1-2：教育委員会委員の数及び任期・報酬・その他特別職から抜粋》

取組状況

特別職については、収入役を当分の間、置いていましたが、平成19年3月に廃止し、会計管理者として部長級の職員を充てています。

議員については、合併後の最初の選挙に限り定数特例により30人とし、次の選挙からは26人の定数としていました。その後、議会改革の取組の中で議員定数は削減され、現在は18人の定数となっています。

なお、特別職及び議員の報酬については、合併前の3億8,100万円であったものが、平成26年度には1/3の1億2,700万円となり、2億5,400万円の減額となっています。

また、職員については、定員適正化計画に基づき、合併時の613人から平成26年度末までに120人削減し、職員給与総額も平成17年度をベースとして比較した場合、平成18年度からの8年間で51億2,400万円の削減効果がありました。

そのほか、行政委員等についても、合併前に各市町に設置されていた組織を一本化することにより、報酬を中心に経費の削減が図られています。

評価・検証

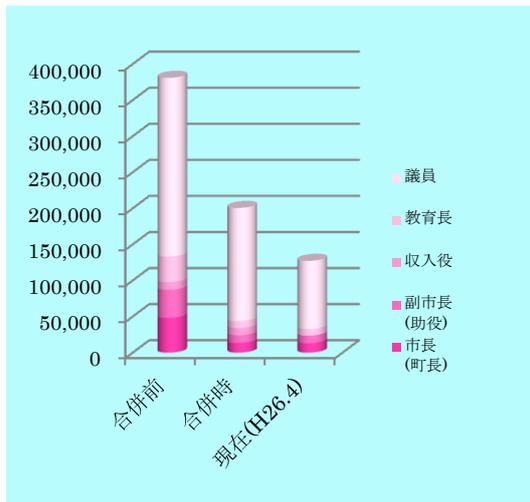
《内部評価》

特別職をはじめとする人件費の削減は、合併のスケールメリットとして期待されていたものであり、実際の効果についても定員適正化計画に基づく職員の削減により、人件費において成果は上がっています。

今後、人口減少が進む中、行政サービスの提供や事務事業の執行に支障を来たすことのないよう、バランスに配慮した定員適正化計画を策定し実行していく必要があります。

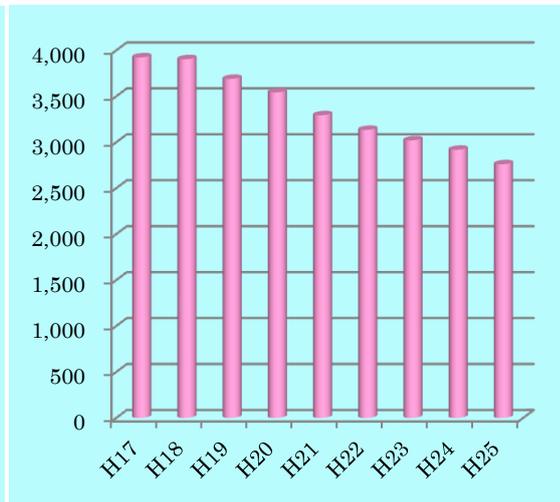
《特別職、議員数と報酬額の推移》

(単位：千円)



《職員給与等の推移》

(単位：百万円)



課題の整理

□行政サービスの提供や事務事業の執行に支障を来たさない定員適正化計画の策定

参考資料

- 《財政の概要》歳出内訳〈資料編－P. 6〉
- 特別職、議員数と報酬額の状況〈資料編－P. 14〉
- 職員数と職員給与等の状況〈資料編－P. 15〉

③ 重複する類似施設が無くなり、公共施設が効率的に配置されることが期待された。

合併前の説明（新市将来構想）

広域的観点からスポーツ施設、文化施設などの公共施設が効率的に配置されるので、同一地域での類似施設の重複がなくなります。

合併時の事務事業調整結果

新市において、施設整備計画検討委員会（仮称）を設置し協議します。

《事務事業調整項目No.G-1-12：（学校）施設整備計画から抜粋》

取組状況

1市3町が合併したことにより、本市の公共施設の保有数が増えたことから、類似施設の整理・統合を進める必要があったものの、利用を廃止する施設についても、地元団体等の活動拠点として施設の再利用を進めてきた一面もあったことから、実際に施設を解体するまでには至っていない状況です。

しかしながら、合併時には利用可能な施設であっても、10年を経過した現在では老朽化も進み、耐震性の問題もあることから、今後活用する施設と廃止する施設を見極めて、公共施設の整備計画を進めていかなければならない時期にきています。

平成26年度に作成した公共施設白書では、施設の老朽化に伴い、今後どのように施設を維持・更新していくのかを提起し、「適正な保有（量）」と「適正な管理（質）」を目標とした「公共施設の最適化」を図ることとし、施設の現状把握と課題の整理を行っています。

今後、公共施設のあり方について、公共施設白書に基づき集約された意見等を反映し、基本方針を策定するとともに、具体的な公共施設の「量」、「質」の見直しや再配置等について示した実施計画を策定する予定です。

なお、学校施設については、平成19年3月に学校施設整備計画を策定し、過小規模校を統廃合することにより小・中学校の適正配置を進めてきました。存続する学校施設については、耐震化計画に基づき、年次的に改築、耐震改修を実施しています。

評価・検証

《内部評価》

地域において公共施設の存在は、地域活性化の拠点となるものであり、その整理・統合については、地域住民の意見を尊重し進める必要があります。

合併時において、公共施設の整理・統合、特に施設の解体が進まなかった要因の一つとして、地元団体等の活動拠点として施設の再利用を進めてきたことがありますが、施設の老朽化に伴う改修コスト等を考えると、今後、施設の解体も含めて計画的に公共施設の適正化を図る必要があります。

なお、公共施設の適正化を図るにあたっては、施設の利用状況や地域住民のニーズ、ま

た市としての適正な施設の保有数、規模等を勘案して進めなければならないことと同時に、今後、施設の適正な管理（質）を行うための管理者（団体）の確保などにも努める必要があります。

課題の整理

- 公共施設等の改修や更新費用に充当する財源の確保
- 施設の利用状況、ニーズと適正な保有（量）、施設規模のバランス
- 施設の適正な管理（質）を行うための管理者（団体）の確保

参考資料

- 公共施設の保有状況〈資料編－P. 16〉
- 学校施設整備計画〈資料編－P. 17〉

(2) 節減による財源の有効利用は図られたのか。

① 節減効果により、基盤整備が今まで以上に進められることが期待された。

合併前の説明（新市将来構想）

人件費などの経常経費の削減による効果と国の合併支援措置（合併特例債、普通交付税の算定の特例としての合併算定替、特別交付税による財政措置、合併市町村補助金など）による財源で重点的な予算配分を行い、今まで以上に基盤整備が計画的に進められます。

合併時の事務事業調整結果

財政健全化計画、中長期財政計画の策定について検討します。（計画的な財政運営を図る）
《事務事業調整項目No.B-1-23：財政健全化計画・No.B-1-25：中長期財政計画から抜粋》

取組状況

人件費をはじめとする合併による節減効果は、新市建設計画や合併後に策定した総合計画において、基盤整備を計画的に進めるための財源の一つに充当しています。

また、節減効果による財源をより有効活用できるよう、引き続き財政の健全化に努めており、将来にわたって健全な財政運営を継続していくために、財政運営上の課題を整理し、その解消に向けて引き続き行政改革に取り組むとともに、中期財政見通しの中で将来に過大な負担を残さないように、計画的な基金の積立やプライマリーバランスに配慮した市債の発行に努めています。

このような取組により、本市の基盤整備を着実に進めることとしています。

評価・検証

《内部評価》

本市の基盤整備の状況を示す一つの指標として、新市建設計画の進捗状況があげられます。

この新市建設計画の進捗状況は、全体で計画事業 283 事業（うち県事業 65 事業・再掲分〔9 事業〕を除く）に対し、実施事業（実施中 135 事業含む）が 239 事業（うち県事業 58 事業）、未実施事業が 44 事業（うち県事業 7 事業）で、実施割合は 84.45%（うち県事業実施割合 89.23%）になっています。

なお、未実施事業の理由の内訳としては、「今後、検討及び財源措置ができれば事業実施するもの」が 25 事業、「社会情勢等の変化により、事業実施が不要と思われるもの」が 13 事業、「諸事情により、事業実施が困難なもの」が 6 事業です。

新市建設計画の計画期間を延長し、合併特例債の発行が平成 31 年度まで可能となったものの、今後、普通交付税算定の特例としての合併算定替の措置が段階的に縮減されていくことから、財政健全化により一層取り組むとともに、中期財政見通しの中で収支バランス

を取りつつ、基盤整備をはじめとする各種事業を実施する必要があります。

課題の整理

- 合併特例債の発行期限後の起債の運用
- 合併算定替の措置期限後の財源の確保

参考資料

- 財政健全化計画〈資料編－P. 19〉
- 中期財政見通し〈資料編－P. 25〉

(3) 市全体としてのまちづくりは進んだか。

① 地域間における基盤整備の格差が改善されることが期待された。

合併前の説明（新市将来構想）

道路や上下水道、港湾、公園などの基盤整備については、市町に境があることで格差があったものは改善され、新市のまちづくりにとって必要性の高い基盤から重点的に整備することで投資効果が高まります。

合併時の事務事業調整結果

舗装・補修工事・清掃業務については、長門市・日置町方式で1市3町を地区割り（工区）に分け、工区ごとに年度当初に一括入札を実施します。

道路パトロール、整備員については、正職員、臨時、嘱託職員含めて6名のため、新市でパトロールが効率的に実施できるように東部と西部に配置を考えます。

都市計画マスタープラン、簡易水道事業計画は、合併後早い時期に調査等を実施して策定します。また、未給水区域への拡張・整備計画については、現行のとおり新市に引き継ぎますが、合併後に改めて検討します。

《事務事業調整項目No.E-1-5：市道維持管理事業・No.E-3-34：都市計画マスタープラン・No.E-5-37：水道事業の拡張、整備計画・No.E-5-42：水道事業計画から抜粋》

取組状況

道路、上下水道、港湾、公園などの基盤整備については、合併時に策定した新市建設計画に基づき実施しています。

道路整備については、地域事情を考慮し、必要性の高いものから優先的に進めてきており、市全体のバランスに配慮した道路整備を図っています。また、事業実施にあたっては、多額の財源を必要とするため、合併特例債の活用や辺地、過疎対策事業、また補助事業や交付金事業など、最も有利な財源を活用して事業を実施しています。

また、「山陰道」の整備や県道の改良については、本市の道路ネットワークの主要幹線道路となることから、早期完成に向けて国や県に強く働きかけを行っています。

上下水道の整備については、現状の施設が老朽化していることから、給排水管の維持補修に努めるとともに、給排水管の改良や施設整備を計画的に進めています。

また、下水道の未整備地区への対応として、合併処理浄化槽の設置及び管理について助成を行っています。

このほかの基盤整備として、漁港については、市内各漁港の状況に応じて整備を進めており、公園については、都市公園をはじめ、その他農村公園等の必要性和維持管理を考慮しながら整備を行っています。

評価・検証

《地域審議会評価》

道路については、全体の舗装率も含め整備が進んでいますが、地域間の格差を市道舗装率でみた場合、遅れていた三隅地区の格差は是正されつつあるものの、日置、油谷地区においては進捗があまりみられない状況であるため、この格差是正については、引き続き取組を行う必要があります。

また、道路整備、維持補修について、住民の要望が反映されていないところもあり、特に広域的な幹線道路となる県道については、県に対して市から早期対応について強く働きかけを行うとともに、道路パトロールにおいて、住民からの要望があったときは、それらの意見をしっかりと検討し、事業実施の優先順位に反映してもらいたいと思います。

下水道の整備状況では、ほぼ全域に整備を終えているものの、漁業集落排水、農業集落排水の水洗化率が公共下水に比べて低く、また、地区別では、油谷地区の水洗化率が低いので、今後の定住状況も踏まえて、水洗化率の向上に力を入れる必要があります。

漁港整備については、特に、防波堤の設置、改良を行う際に、大きな経費が伴うことから、今後の定住状況を踏まえ、必要性をよく検討した上で事業実施を行っていただきたいと思います。

最後に、道路、上下水道、公園等をはじめとする基盤整備は、今後、維持管理が重要となることから、機能の低下を来さないよう予算を確保し、その維持に努める必要があります。

課題の整理

- 日置、油谷地区の市道舗装率の向上
- 道路整備における市民要望の反映
- 漁業集落排水、農業集落排水の加入促進
- 基盤整備後の継続的な維持管理

参考資料

- 市道等の整備路線状況 〈資料編－P. 28〉
- 市道舗装率の推移 〈資料編－P. 29〉
- 水道の給配水状況 〈資料編－P. 30〉
- 水道の整備状況 〈資料編－P. 30〉
- 下水道（農集・漁集含む）の普及状況 〈資料編－P. 31〉
- 地区別の水洗化率 〈資料編－P. 31〉
- 下水道（農集・漁集含む）の整備状況 〈資料編－P. 31〉
- 漁港等の整備状況 〈資料編－P. 32〉
- 公園の整備状況 〈資料編－P. 32〉

② 生活環境面についても、広域的に取り組むことができると期待された。

合併前の説明（新市将来構想）

自然環境保全や土地の有効利用、水資源の活用、防災体制の強化など、生活環境面についても、新市のまちづくりにとって必要性の高い施策を重点的に推進することで実施が困難であった広域的行政課題に積極的に取り組んでいくことができるようになります。

合併時の事務事業調整結果

自然環境保全として、地域森林計画、市町村森林整備計画については、森林法に基づいて新市で引き続き定めます。また、防災体制として、日置町、油谷町の固定系無線については、現行のまま新市に引き継ぎます。

《事務事業調整項目No.A-4-5：防災行政無線・No.F-2-12：地域森林計画・市町村森林整備計画から抜粋》

取組状況

自然環境に配慮した新エネルギー活用の取組として、民間が行う大規模太陽光発電事業（メガソーラー事業）に対して、積極的に市有地の貸付けを行うことで遊休地の有効活用を図っています。また、次世代自動車充電インフラ整備として、市内2カ所に蓄電式急速充電器を設置しています。このほか、阿惣ダムに小水力発電所を設けて水力発電を行う計画を進めています。

土地の有効活用にもつながる地籍調査は、その成果が様々な行政事務（公共事業、固定資産税等）の基礎資料として利用されるだけでなく、境界紛争の防止や土地取引の円滑化などにもつながります。油谷地区においては、合併前に調査を完了し、三隅地区においても合併翌年には調査を完了しましたが、長門地区及び日置地区においては、新市においても継続して調査を行っています。しかしながら、調査完了までに約40年を要すると見込まれるため、長期的な視点から事業の評価・見直しを行い、着実な進捗に努めます。

水資源の活用として、安全で安心な水を安定して提供するため、水道事業を公営企業会計により運営しています。合併以降、3か所の浄水場を整備するとともに、配水地の設置や老朽化した配水管等の改修を行ってきました。また、現在建設中の大河内川ダム事業についても見直しを行う中で、県と協力して早期完成を目指しています。

防災体制の強化は、市民の安全・安心に直結する重要な施策として、合併時に専門の係を総務課に配置していましたが、近年の災害発生状況を踏まえ、より体制を強化する必要があることから、係から室へ、更には課へと独立させ、各支所においても防災担当を配置しています。

これまでの防災事業としては、河川洪水ハザードマップ、地震防災マップの作成や避難所表示板、海拔表示板の設置を通じて市民の防災意識の向上を図るとともに、災害時には市民に対して迅速に災害情報等を提供するため、防災等メールシステムや全国瞬時警報システムを導入しており、市内の防災行政無線施設も整備を進めています。更に、災害時に

孤立する可能性がある集落には非常用通信手段を講じています。

また、防災の観点から市内全域に統一的な告知システムの構築が必要であることから、旧3町に整備されていた告知端末機を長門地区にも順次整備しています。

評価・検証

《地域審議会評価》

防災体制の強化をはじめ、生活環境面の広域的課題について、よく取組をされています。

新エネルギーについては、今後も自然環境に配慮して取り組むとともに、新たな技術開発に取り組んでいる市内企業を支援することも必要であると考えます。

防犯、防災対策として、防犯灯の設置については、児童・生徒の通学路や車の交通の少ない箇所については、重点的に講ずる必要があるため、市の管理で防犯灯の設置をしていただきたいと考えます。

また、災害対策として、河川の周辺は夜間災害時に避難路や川の水位が見えないと危険が伴うため、防犯灯やより照度のある街灯を設置する必要があります。

このほか、災害時の避難について見直しをされているので、市民への周知徹底をされるとともに、市民自らも災害対応の意識をしっかりと持つべきです。

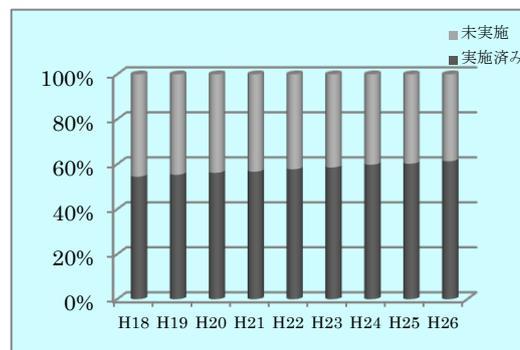
課題の整理

- 自然エネルギーに取り組んでいる市内企業を支援
- 地籍調査の着実な進捗
- 災害時（特に夜間）の避難経路の照明灯の整備
- 市民の災害対応の意識啓発

参考資料

- 新エネルギーの活用状況 〈資料編－P. 33〉
- 水道の整備状況（うち浄水場、ダム） 〈資料編－P. 30〉
- 地籍調査事業の進捗状況 〈資料編－P. 33〉
- 防災体制等の整備状況 〈資料編－P. 34〉
- ごみ収集事業の状況 〈資料編－P. 36〉

《地籍調査事業の進捗状況》



③ 市の規模が拡大することで、市場の評価が高まることが期待された。

合併前の説明（新市将来構想）

産業については、市町の規模が拡大することで質的な充実と量的な確保が可能となり市場の評価が高まることが期待でき、長所を伸ばし短所を克服するという観点から、必要性の高い投資を重点的に推進することができます。

合併時の事務事業調整結果

農業振興地域整備計画、酪農・肉用牛生産近代化計画、中心市街地活性化基本計画等の各種計画を策定して取り組みます。

《事務事業調整項目No.F-3-2：農業振興地域整備計画・No.F-5-4：中心市街地活性化基本計画・No.F-6-13：酪農・肉用牛生産近代化計画から抜粋》

取組状況

新市において、産業振興として取り組んだのは、本市の基幹産業である1次産業の底上げであり、1次産業の高付加価値化を目指して、2次産業（加工）、3次産業（流通）まで取り込む6次産業の推進でした。

6次産業の推進としては、従来からの取組に加え、新たに「長門の農水産物のブランド化」を図るための取組を進めてきており、「ながとブランド」化の商品の中には、「やまぐちブランド」に認定されているものもあり、更なる高品質化や差別化を目指してきました。

さらに、ながと成長戦略の取組の中では「ながとブランド」の大都市圏展開を進めており、その核となる合同会社を設立したところです。

また、1次産業の底上げとして、地産地消の取組もあわせて進めており、農産物等直売実証実験店舗を開設し、農産物等の生産販売の実証実験を実施しました。現在、店舗を移転し民間により運営されており、生産・流通・販売の技術取得、検証等に引き続き取り組んでいます。

同様に、水産物についても水産物等直売実証実験事業を実施し、長門市産の水産物、加工品等の販売データ収集や消費者のニーズ調査を行っており、今後の販売戦略に活用するとともに、漁協女性部等の6次産業化に向けた活動（鮮魚、加工品、惣菜等の販売）に対し支援を行っています。

評価・検証

《地域審議会評価》

新市となって様々な産業振興の施策に取り組まれてきましたが、1次産業の底上げには至っていない状況であり、ブランド化戦略や販路の拡大についても、まだこれからです。

まず、農産物等直売実証実験店舗の運営については、当初は市の指導により、また、現在は店舗に出荷する者で構成された長門市農産物等出荷者協議会により運営されています。

が、「本当に採算の取れるものになるのか」、出荷者それぞれの意識の温度差もあり、実証実験としての着地点が見えてこないのが現状です。

農業・漁業の後継者育成対策や新規就業者の支援に対しても十分な成果は上がっておらず、やはり根本的な課題は、農家、漁家の所得の低さにあると考えられます。

ブランド化戦略については、「ながとブランド」としている商品が他の同一商品とどこが違うのか、どのように差別化されているのかが、市民に周知が浸透していないため、口コミによる広がりがないように感じられます。

特に、仙崎旬宣言の対象魚種である「仙崎トロあじ」、「仙崎ぶとイカ」については、他地域の同一魚種との競合もあることから、市内の同一魚種に対しても漁法等によって、より差別化を図り、ブランドとしての高品質化に取り組む必要があります。

生産から商品開発、そして販路拡大につなげる施策については、「ながと物産合同会社」を設立したことにより、市内の生産物を大都市圏へ販路を拡大する体制として出口部分は整ったものの、入口部分としての生産面での高品質化、差別化の体制は、まだ不十分だと思われま

す。これらをはじめとする市内産業が抱える課題の解消は、「ながと成長戦略」がカギを握っており、生産者の所得の向上に取り組む「ながと成長戦略」が、これからどのような成果を生むのか、また、戦略の中核を担う「ながと物産合同会社」が、公募により外部から執行責任者を招いたことによって、新たな視点での戦略を展開し、市場の評価を高め、ひいては1次産業の底上げに結びつけていけるのか。これからの「ながと成長戦略」の取組に期待します。

課題の整理

- ながと成長戦略の具現化（1次産業の底上げ、商品開発、大都市圏への販路拡大）
- 市内生産者の所得の向上

参考資料

- 6次産業の推進からながと成長戦略の推進までの施策の実施状況〈資料編－P. 37〉
- ながとブランドの取組〈資料編－P. 45〉

④ 保健福祉サービスの充実、高度化が期待された。

合併前の説明（新市将来構想）

障害者や高齢者、児童などへの保健福祉サービスは、単独の市町では実施が困難であった施策の展開が可能になるとともに、既存のサービスについても高度化が図られます。

合併時の事務事業調整結果

健康診査事業については、現在長門市で行っている人間ドック・歯科検診補助を新市においても引き続き実施します。（一般検診に係る補助率は、現行の90%を85%に変更）

高齢者保健福祉計画、地域福祉計画については、新市における新たな計画を策定します。障害者計画については、現計画を地域版として新市に引き継ぎます。

母子保健計画については、次世代育成支援対策に関する計画の中で、一体的に策定します。

保健計画については、健康日本21、健康やまぐち21計画に沿って18年度に策定します。

介護保険事業計画については、平成17年度までについて統一し、次期計画の策定を進めます。

《事務事業調整項目No.D-2-7：健康診査事業・No.D-3-44：高齢者保健福祉計画・No.D-4-60：地域福祉計画・No.D-4-61：障害者計画・No.D-5-3：母子保健計画・No.D-5-60：保健計画・No.D-6-22：介護保険事業計画から抜粋》

取組状況

福祉分野の重点施策である少子化対策については、施策の推進にあたり、結婚、妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援を行う必要があることから、平成26年2月に「切れ目のない支援」を行うための計画を策定し、関連事業と合わせた取組を行っています。

特に、子育てに対する支援は、様々な家庭事情に対応するため、児童クラブ・放課後子ども教室の開設、延長保育の実施などにより、子育て・保育環境の充実を図っています。

障害者福祉施策については、障害のある人が住み慣れた地域で自立し日常生活や社会生活ができるよう、地域生活支援事業をはじめ各種サービス給付事業についても拡充を図っています。また、第Ⅱ期長門市障害者プラン（H24～28）に基づき、それぞれのライフステージに合わせて、相談支援事業の拡充や地域支援体制を構築する取組を行っています。

高齢者福祉施策については、高齢者自らが生きがいを高め、健康づくりを進める活動を支援するため、各地区の単位老人クラブに助成金を交付していますが、高齢者が増加しているにも関わらず、クラブ数、会員数ともに減少している状況があります。

老人保護措置費は、自宅で養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させる措置を講じるための経費であり、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう継続し支援を行っています。さらに、認知症高齢者の介護にあたって、民間が運営する介護保険施設（グループホーム）の建設に対して助成を行い、身近に介護サービスを受けることが

できるよう環境整備に努めています。

老人福祉サービスの提供については、地域見守りネットワーク整備強化事業や高齢者ワ
ンナイトステイサービス事業のように、市と地域が一体となり高齢者を支援する取組も積
極的に進めています。

また、本市の地域福祉の中核的団体である長門市社会福祉協議会の運営を補助するとと
もに、地域福祉を推進するための組織設立に対しても支援を行っています。

福祉医療助成については、県費が削減される中、他市に先駆けて乳幼児（未就学児）の
医療費の個人負担を全額市が負担することで、保護者の経済的負担の軽減を図っています。

健康保健施策については、健康づくりの推進を中心に成人保健、食育推進、感染症予防
対策などの事業を行っています。

また、地域医療体制として、休日の初期救急医療を圏内 13 医療機関（診療所）で当番日
を決めて実施（在宅当番医制）するための助成を行っていましたが、新たに応急診療所を
整備したことにより、平日の夜間も含めて対応できる体制を整えました。

なお、休日の二次救急医療については、引き続き圏内救急告示 3 病院（斉木、岡田、長
門）で当番日を決めて実施（病院群輪番制）するための助成を行っています。

評価・検証

《地域審議会評価》

個別の施策の評価として、子育て支援については、環境づくりもされており充実してい
ます。

敬老会については、現在、各自治会が主体となつての開催を検討されていますが、自治
会等で行うサロンの延長上でしかならないため、現行どおりの地区割りでの開催を継続し
ていただきたいと考えます。

地域医療体制については、応急診療所の整備をはじめ、体制の強化がされています。

保健福祉サービスの全体を見ても、様々なニーズに対して、きめ細かくサービスの提供
がなされています。

しかし、地域との協働によってサービス提供されているものもあり、対応できない地域
等もあることから、サービスの格差を生じていることは認識しておく必要があります。

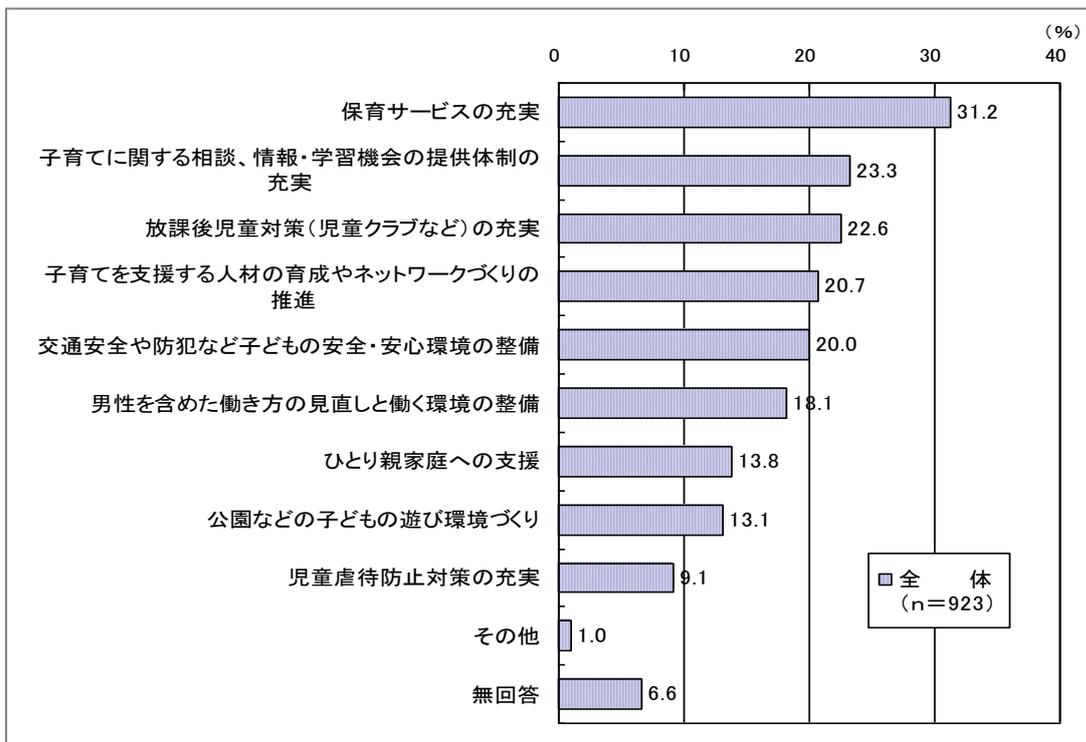
また、様々な健康福祉サービスがあるため、問い合わせや申請窓口を一本化することで、
市民の利便性の向上を図っていただきたいと考えます。

特に、サービスの提供が措置から申請主義に変わりつつあるので、市民の利便性の向上
と周知については徹底することが大切です。

なお、健康福祉施策に対する経費は大きな財政負担になっており、逆に納税者となる若
者にも負担をかけることとなるため、負担とサービスのバランスも十分考慮して実施する
必要があります。

《総合計画策定のための市民アンケートより「力を入れるべき子育て環境対策》

(H23年7月)



課題の整理

- 敬老会のあり方
- 地域協働による保健福祉サービス提供の格差是正
- 保健福祉サービスの市民（特に関係者への）周知の徹底
- 負担とサービスのバランス

参考資料

- 結婚、妊娠・出産、子育ての「切れ目のない支援」を行うための計画 + 関連事業
〈資料編-P. 46〉
 - 保育料（3歳児以上の場合）の比較 〈資料編-P. 57〉
 - 障害者施策の実施状況 〈資料編-P. 58〉
 - 高齢者施策の実施状況 〈資料編-P. 62〉
 - その他地域福祉施策の実施状況 〈資料編-P. 66〉
 - 健康保健施策の実施状況 〈資料編-P. 69〉
- 《総合計画策定のための市民アンケート》〈資料編-P. 145〉

- ⑤ 各地域の教育施策のよさを活かしながら、教育施設の有効活用が図られることが期待された。

合併前の説明（新市将来構想）

教育・生涯学習については、各市町の個別的な教育施策のよさを活かしながら、他市町にある施設の有効活用を図ることなどによって幅広い施策展開が可能になります。

合併時の事務事業調整結果

特色ある学校づくりは、総合的な学習の時間のみにとどまらず、生活科や体験的な学習も含めた内容を対象とします。

金子みすゞの学校教育の推進を図り、副読本「みんなをすきに」の活用実践についての研究と次回改訂に向けての内容を検討します。

学校開放事業については、現行どおり実施します。

《事務事業調整項目No.G-1-37：特色ある学校づくり事業・No.G-1-119：みすゞの学校教育・No.G-3-24：学校開放事業管理・運営から抜粋》

取組状況

これまで各地区で行っていた個別的な教育施策のよさを活かすために、公募制による研究指定校を設置して特色ある学校づくりを推進しており、更には、みすゞ教育（心の教育）、特別支援教育を視野に入れた研究課題を設定し、その成果を市内の小・中学校に広める取組も行っています。

また、市内の全ての小・中学校においてコミュニティ・スクールの指定を行い、平成24年度から全校一斉に地域とともにある学校づくりに努めています。

一方、社会教育施策として、地域協育ネット事業により公民館を中心とした地域の多様な教育資源を教育現場で積極的に生かすため、社会教育団体等が行う地域活動への参加を通して、子どもたちの体験活動を充実させる取組を行い、地域総ぐるみで子どもを育てることで、子どもたちの「生きる力」を育むとともに地域活性化につなげています。

教育施設の有効活用については、合併時において学校開放事業を現行どおり実施するとしており、また、社会教育文化施設としての「くじら資料館」、「金子みすゞ記念館」、「村田清風記念館」、「香月泰男美術館」の入館料、観覧料を長門市民については無料とし、文化芸術等に触れ合う機会が増すように努めています。

このほかの学校教育、社会教育施策についても、合併以前から引き続き実施している事業をはじめ、地域の実情や時代の変化に対応した事業を新たに加えて取組を行っています。

評価・検証

《地域審議会評価》

学校教育、社会教育の施策を多岐にわたって行っており、「合併前が良かった」という声も一部あるものの、全体的には評価されます。

指摘点としては、防災教育の推進として市内の生徒を被災地で研修させ、その成果を学校、地域に還元する仕組みをとられています。一部の学校、地域にとどまってしまうため、もっと市全体に還元できる仕組みづくりが必要です。

また、みすゞ教育（心の教育）を市内小・中学校に広める取組をしていますが、同じように子ども達が学ぶべき偉人「村田清風翁」の偉業があり、これについても萩博物館等と連携して、子ども達はもとより、市民に広く周知する必要があります。

市内にある4つの社会教育文化施設の市民無料化については、それを活用している市民にとっては非常にありがたいものですが、活用していない市民も多くいることから、文化、芸術に対する意識の高揚は十分には図れていないのが現状です。

評価できる点としては、特に、コミュニティ・スクール、地域協育ネットの取組は、学校と地域、児童・生徒と地域住民をつなぎ、そのバックアップ体制も整っていることから、よい効果が出ており、地域において子どもと高齢者のコミュニケーションの増加にもつながっています。

しかしながら、児童・生徒と保護者、保護者同士、また、保護者と地域のつながりが以前と比べて希薄になっています。

この原因のひとつには、行政に頼り過ぎて、保護者自身が子どもとの時間を持たなくなっていると同時に、学校行事、地域行事等に参加するのはPTAの役員がほとんどで、多くの保護者は人とつながる機会を持たないことによるものと考えられます。

現在、学校と地域を結ぶ人材は、その多くを高齢者に頼っており、次の人材を育成していかなければ立ち行かなくなる状況にきています。

これは、生涯学習にもいえることで、各地域で開催している各種教室等もその指導者の多くが高齢化しており、次に引き継いでもらえる人を育てていかなければなりません。

そのためにも、若い世代の保護者が、もっと地域や保護者同士とつながりを深めていかなければならないと考えます。

課題の整理

- 学校と地域を結ぶ人材の育成
- 保護者のコミュニケーションの場づくり

参考資料

- 学校教育施策の実施状況〈資料編－P.73〉
- 社会教育（生涯学習・スポーツ推進）施策の実施状況〈資料編－P.76〉

(4) 専門的な行政サービスが行えるようになったか。

- ① 専任の組織、職員を配置し、サービスの高度化、多様化に対応できることが期待された。

合併前の説明（新市将来構想）

旧3町にとっては、これまでの町の規模から設置が困難であった、都市計画や国際化推進、情報化推進などの分野で専任の組織、職員を確保できることとなり、行政サービスの高度化、多様化が実現できます。福祉事務所も有すこととなり、これまで以上の多くの事務権限を生かしながら、福祉サービスを展開することができます。

合併時の事務事業調整結果

情報化推進として、グループウェアシステムを導入することとし、合併までに新規にシステムを構築し、合併時に運用を開始します。また、合併時にパソコンの1人1台整備を行います。ただし、小中学校、保育園は1施設につき1台とします。

福祉事務所は、長門市福祉事務所設置条例により新市に引き継ぐこととし、庶務的な係を新設して、福祉医療、民生委員関係、援護事務、保護費の経理等の仕事を行います。なお、福祉関連事務を円滑に行うために、福祉事務所の事務の一部を総合支所においても行います。

在宅介護支援センターについては、基幹型センターとして福祉事務所内に同様の機能を有する担当部署等を設置し、設置要件を満たす職員配置を行います。また、地域型センターの運営は、原則として専任職員をおく福祉法人等事務所に委託することとします。

生活保護事業は、長門市の例により行うものとし、その業務は本庁の福祉事務所で行います。ただし、総合支所内の福祉部門でも相談に応じ、ケースワーカーにつないでいきます。

《事務事業調整項目No.A-3-2：電子計算組織の管理運用(グループウェアシステム)・No.D-3-7：在宅介護支援センター・No.D-4-1：生活保護事業・No.D-4-79：福祉事務所庶務事務から抜粋》

取組状況

合併時、都市計画については、経済建設部に都市計画課を置き、9名体制で業務にあたっていました。

国際化推進については、企画総務部秘書広報課の秘書係2名が兼務し、観光課においても国際観光の推進に取り組んでいます。また、教育委員会においては、中学生に実践的な英語コミュニケーション能力や国際感覚を養う機会を提供することを目的として、平成25年度から中学生海外派遣事業に取り組んでいます。

情報化推進については、企画総務部企画振興課に情報推進係を置き、4名体制で業務にあたっていました。

人員適正化計画に基づく職員の削減等もあり、組織を改編する中で、現在では都市計画課は建設課と統合し都市建設課となり、また、国際化推進を兼務していた秘書係は総務課

直下の秘書室として、情報推進係についても総務課に所管替えを行っています。

また、福祉事務所を有することより、旧3町においては、県が所管していた生活保護の手続きを新市で行えるようになりました。

更に、市民福祉部長が福祉事務所長を兼務することにより、福祉施策をより一体的に進めることとし、福祉事務所の事務手続きについては、各総合支所（現支所）でも行えるよう事務分掌を整理しています。

このほか、現在に至るまで、市の施策を進めるための専門部署として、防災危機管理課をはじめ14の課、室等を設置しています。

評価・検証

《地域審議会評価》

専門的な部署が設置され、職員の専門性は向上しつつあるが、更に能力を向上させる必要があります。専門的な知識を持った職員を育てて配置することが今後重要となってきます。

そのためにも、一定の職員数は必要であり、職員の削減を計画する際には、それを考慮していただきたいと思います。

特に、国際化の推進では、本市は出遅れている感があり、語学力に長けた人材を採用し、育てることが急務です。

なお、国際化推進の対象として韓国のみを目を向けている傾向が見受けられますが、中国などのアジア諸国にも同じように目を向けた体制を整える必要があります。

一方、福祉の分野においては、施策が複雑化しており、一課が分掌する事務事業も多様化していることから、ある程度、課を分割して専門的な業務が行えるように組織編成する必要があります。

また、専門部署においては、人事異動を5年程度のサイクルとし、サービスの多様化、高度化に対応した業務のスペシャリストを育てていくことも必要と考えます。

さらに、この人材が異動により他の部署でもスペシャリストとして育つことにより、行政の総合的な対応ができるゼネラリストとして活躍できるものと考えます。

課題の整理

- 語学力に長けた人材の育成
- 専門的な業務が行える組織の編成
- 業務のスペシャリストの育成

参考資料

- 合併時以降に新設され、現在（H26.4）も設置している課、室等の一覧【設置年順】
〈資料編－P.79〉
- 国際化推進担当の組織体制と取組の状況〈資料編－P.79〉

② 行政サービスの水準が上がるとともに、新たな行政サービスの実施が期待された。

合併前の説明（新市将来構想）

行政基盤が強化されるとともに、行政サービスを高い水準に一元化することを目指すことから、市町間で格差のあった行政サービスの水準があがるとともに、これまで市町によっては実施されていなかった行政サービスを新規に実施することもでき、多様化が進みます。

合併時の事務事業調整結果

インターネットサービスについて、三隅町については合併前に、日置町、油谷町については合併後にサービスを開始します。

音声告知放送について、長門地区は音声告知端末機を設置しておらず、三隅、日置、油谷地区の音声告知放送は、三隅支局、日置支局の各放送センターで製作・放送します。

【減免関係等】

介護保険料減免については、利用料減免のうち独自減免の方法は、長門市の所得等の要件により統一し、新市に引き継ぎます。なお、減免対象サービスの種類については、三隅町の例により統一し、次項の減免と一体的な制度として調整します。その他の部分については合併年度限りで廃止します。なお、社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の減免等の独自部分について、介護保険料独自減免は現行のまま新市に引き継ぎます。また、生計困難者に対する利用者負担独自減免については、前項の減免措置と統合します。なお、三隅町の例にならい、独自減免対象サービスの種類に「通所介護」及び「通所リハビリテーション」を追加します。

保育料の減免については、長門市保育の実施に関する規則により新市に引き継ぎます。

多子世帯保育料等軽減事業については、長門市多子世帯保育料等助成事業実施要綱に基づき、新市に引き継ぎ実施します。

水道料金の減免基準については、料金統一時（3年を目途）までは現行どおりとします。

《事務事業調整項目No.A-7-3：インターネットサービス・No.A-7-22：音声告知放送・No.D-6-20：介護保険料減免・No.D-7-8：保育料の減免・No.D-7-50：多子世帯保育料等軽減事業・No.E-5-18：水道料金の減免基準から抜粋》

取組状況

合併以前から長門市が行っていたインターネットサービスについては、合併時の事務事業調整のとおり、三隅町については合併前に、日置町、油谷町については合併後にサービスを開始しています。また、旧3町のみ各戸整備していた音声告知端末機については、防災の観点からも市内全域に統一的な告知システムの構築が必要なことから、長門地区についても順次整備を行っています。

このほか、各種行政サービスについては、新市が取り組む施策の中で、各部署において

実施しているところですが、なかでも合併により行政区域が拡大したことや社会が複雑化したこと、更には高齢化の進行により市民からの相談が増加してきており、これに対応するため、合併時から市民相談室を設けています。また、近年では消費生活に関する相談が増加していることから、消費者生活センターに専門の嘱託員を配置して、これにあっています。

市の各種税、料に係る減免の取り扱いについては、独自減免も含め法令との整合性及び他市との比較の中で、適正に措置されるよう調整を行っています。

評価・検証

《地域審議会評価》

市営でインターネットサービスを市内全域に提供されていることは、情報通信過疎地域である本市において、住民へのサービス向上につながっています。また、高速通信システムを導入してインターネット環境を向上されていることは評価できます。

しかしながら、都市部との情報通信環境の格差は埋まっているとは言えず、今後も時代に合った通信環境の整備を民間事業者の参入も含めて進めていく必要があります。

現在、市内全域に配置しようとしている音声告知端末機は、災害時に重要な情報伝達手段となるほか、市が行う様々な取組を市民に周知する手段にも活用できることから、早急に整備を進めるべきであると考えます。

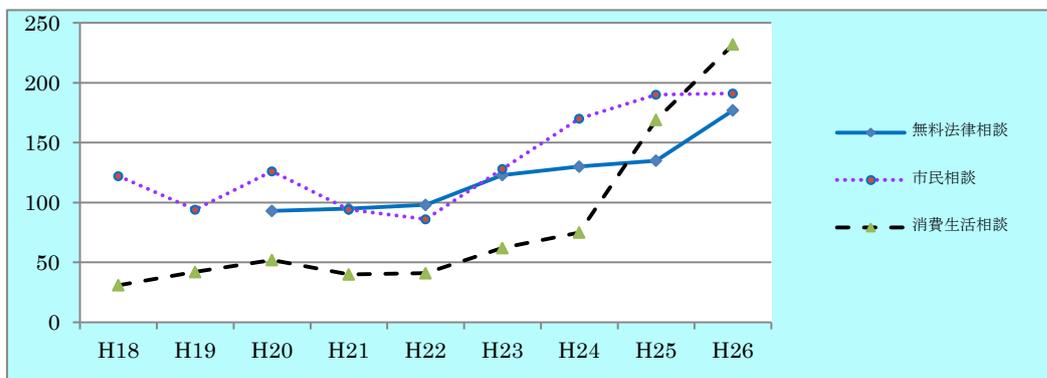
市民相談、消費生活相談については、市民のニーズにあった行政サービスであり、一層市民に周知するとともに、相談しやすい環境づくり（出張相談、支所での相談体制の強化など）にも努めながら、今後も継続して実施していただきたいと思えます。

各種減免措置については、生活困窮者や高齢者等に対する考慮がされており、様々な減免を受けられるようになってはいますが、市民、特に高齢者の方への周知が不十分であると思われます。

なお、若者の定住対策として、特色を持った減免措置等を検討することも必要です。

このほか、合併前は火葬の際に、順番待ちで翌日になる事例もありましたが、合併後は市内4カ所あるいずれの斎場も利用できるようになり、火葬の順番待ちは改善されています。

《市民相談等の実施状況》 (単位：人)



課題の整理

- 時代に合った通信環境の整備
- 音声告知端末機の早期全域整備
- 市民相談、消費生活相談の利便性の向上
- 各種減免措置の市民（特に高齢者への）周知の徹底

参考資料

- 防災体制等の整備状況（うち告知端末機整備事業）〈資料編－P. 36〉
- 各種減免措置の状況〈資料編－P. 81〉
- 市民相談等の実施状況〈資料編－P. 87〉

③ 職員の資質の向上により、行政レベルが上がることを期待された。

合併前の説明（新市将来構想）

現在の1市3町の職員が新市の組織下に一体化されることによって、自己啓発意識が高まることを期待されます。各市町において培われた職務経験や能力を生かしつつ、競争原理が生まれることによって、職員の資質向上や活性化も期待できます。

合併時の事務事業調整結果

山口県市町村職員研修は、新市において引き継ぎます。また、県等への職員派遣については、条例等を整備します。

《事務事業調整項目No.A-1-78：職員研修・No.A-1-114：県等への職員派遣に関することから抜粋》

取組状況

合併以降、職員研修については、県のセミナーパークの研修に引き続き参加するとともに、市の独自研修も取り入れ、平成23年度以降は、市職員のほぼ全員が研修に参加しています。

また、平成19年度から自主研究グループの活動に対する助成制度を設け、職員自らが調査・研究を行い、政策提案ができる取組を行っています。

職員派遣については、県への派遣を引き続き実施し、平成21年度以降は毎年派遣しています。また、平成20年度からは、下関市との人事交流を行い、職員の視野を広げると同時に、活性化にも繋げています。

更に、平成21年10月に副市長を県から迎えたことは市職員の刺激ともなり、その後も県から職員やOBを迎え、市役所内部からの資質の向上、活性化にも努めています。

評価・検証

《地域審議会評価》

職員の資質を向上するため、研修や人事交流に積極的に取り組まれています。特に、県や下関市との人事交流は、更に活発に行うことで市職員の活性化が図れると考えられます。

なお、人事交流等で派遣された者が戻ってきた際は、市職員の活性化に寄与できる部署に配置されることが望ましいと考えます。

また、本市は管理職の管理能力をもっと向上させる必要があります、それに対しては人事や給与に積極的に反映すべきです。

一方、合併後に精神的なケアを必要とする職員が増えている状況が見受けられますが、職員の資質向上と合わせて、職員の持つ能力を的確に活かした適材適所の配置も必要であり、この点についても管理職の能力が問われる点です。

課題の整理

- 職員人事交流の拡大
- 管理職の管理能力の向上
- 適材適所の職員配置

参考資料

- 職員研修の実施状況〈資料編－P. 88〉
- 職員派遣の実施状況〈資料編－P. 88〉
- 自主研究グループの活動状況〈資料編－P. 88〉

(5) 住民の暮らしが便利になったか。

①身近で行政の手続きができるようになることが期待された。

合併前の説明（新市将来構想）

利用可能な窓口が増加することで、住民票の発行などの窓口サービスが、自宅や勤務先の近くなど、多くの場所で利用可能になります。また、県からの権限移譲が進み、県に申請しなければならなかった手続きを身近でできるようになります。

合併時の事務事業調整結果

窓口でのワンストップサービスについては、新市の組織を調整するなかで検討します。

郵便局におけるワンストップサービスは、油谷町の例により調整します。ただし、国民健康保険料（税）納税証明書は取り扱わないこととします。

戸籍交付事務について、本庁、総合支所、出張所すべての窓口において交付します。なお、出張所については、戸籍、印鑑登録、住民基本台帳に係る証明書の交付事務を行います。

【選挙の投票】

期日前投票の投票所については、次のように増設する。

増設箇所	投票時間
総合支所（三隅、日置、油谷）	8:30～20:00（本庁と同じ）
出張所（通、仙崎、俵山、宇津賀、向津具）	8:30～17:00（土日、祝日を除く）

不在者投票管理システムを導入します。（どこの地域の選挙人も、どこの期日前投票所でも投票できます。）

《事務事業調整項目No.A-1-328：ワンストップ行政サービス・No.A-6-17：不在者投票事務（期日前投票含む）・No.A-6-32：不在者投票管理システム・No.B-2-25：税務証明事務（郵便局での証明発行事務含む）・No.D-1-14：戸籍交付事務・No.D-1-28：出張所（証明の交付等）から抜粋》

取組状況

1市3町が合併したことにより、旧自治体の区域内でしか行えなかった行政手続きが、新市では、本庁はもちろんのこと、総合支所（現支所）、出張所でも行うことが可能となりました。これにより、市内通勤者は自分の職場の近くで窓口申請等ができるようになりました。

また、本庁、総合支所（現支所）、出張所から離れている地域においても、郵便局で住民票や各種証明書の発行ができるようになっていきます。

さらに、税、料の納付については、新たにコンビニエンスストアでも納付できるよう市民の利便性を向上させていきます。

このほか、年度末、年度初めにおいては、異動シーズンであることから、本庁市民課に

において窓口業務時間を延長し対応しています。

県からの移譲事務として、パスポートの申請・交付を市が引き受けたことで、これまで県庁で手続きをしていたものが市役所（本庁）でできるようになりました。

また、国政及び地方選挙において、期日前投票所を市内9カ所に設けていますが、不在者投票管理システムの導入により、全ての選挙人が、全ての期日前投票所で投票することができるようになりました。

窓口のワンストップサービスについては、平成20年度に総合支所から支所への移行に伴い、支所において総合窓口課を設置して対応にあたっています。

評価・検証

《地域審議会評価》

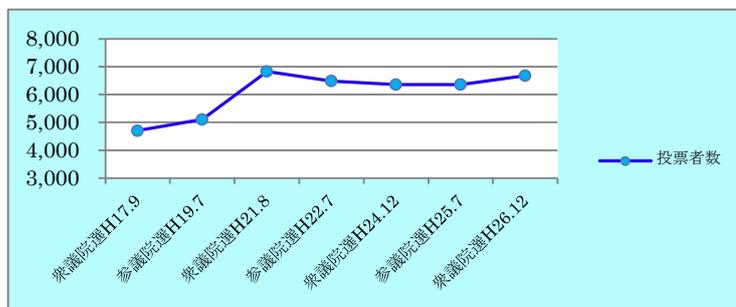
行政手続きについては、支所、出張所をはじめ、郵便局でも一部の各種証明について申請可能になったことから、市民の利便性は向上されています。

また、期日前投票については、いずれの市内期日前投票所においても投票することができ、手続きも簡素化されているので便利になっています。

このほか、身近で、また、拡充して行政手続きができる体制を整えていますが、これらのことを知らない市民も多くいることから、今後は周知に力を入れる必要があります。

なお、行政手続きの利便性向上において、市独自の特徴的な取組を検討していただきたいと思えます。

《国政選挙での期日前投票の状況》（単位：人）



課題の整理

□窓口サービスの市民周知の徹底

参考資料

- 支所、出張所における窓口業務の状況〈資料編－P. 89〉
- 電子申請手続き一覧〈資料編－P. 91〉
- 郵便局におけるワンストップサービスの状況〈資料編－P. 92〉
- 時間外受付（年度末、年度初め）の開設状況〈資料編－P. 92〉
- コンビニ収納の実施状況〈資料編－P. 92〉
- パスポート申請・交付の状況〈資料編－P. 93〉
- 期日前投票所の設置状況〈資料編－P. 93〉
- 国政選挙での期日前投票の状況〈資料編－P. 94〉

② 生活の実態に即した行政区、校区の見直しができるようになることが期待された。

合併前の説明（新市将来構想）

旧市町の行政区域や学区を越えた見直しもできるため、必要な場合は生活の実態に即した、小・中学校区を編成することも可能です。

合併時の事務事業調整結果

新市において、施設整備計画検討委員会（仮称）を設置し協議します。

小・中学校の通学区域については、現行のとおりとします。

《事務事業調整項目No.G-1-12：(学校)施設整備計画【再掲】・No.G-1-200：小・中学校通学区域設定に関することから抜粋》

取組状況

新市における行政区は、同一の地域性を有する自治会単位が最小の生活圏であることから、従来からの自治会単位を基本に線引きした行政区を踏襲して設定しました。

なお、少子高齢化の進行に伴い、自治会として機能しなくなるおそれがある小規模自治会については、行政区はそのままで隣接する自治会と併合等を行うことにより1つの自治会を構成しています。

一方、人口が増えた行政区もあり、地元自治会からの要望により行政区を二つに分割したところもあります。

また、小・中学校区については、生活の実態に即した旧市町の学区を越えた見直し等の必要性は見受けられなかったことから、合併時の事務事業の調整として、通学区域を現行どおりとしており、その後の学校統廃合による変更を除き、小・中学校区の変更は行っていません。

評価・検証

《内部評価》

行政区の線引きは、行政主導としながらも、その基本となるものが自治会単位であることから、今後も自治会からの要望により見直しを検討する必要がありますが、特に小規模自治会に対しては、行政から今後の自治会のあり方について助言等、配慮する必要があります。

また、小・中学校区の見直しについても、学校の統廃合が大きく影響することから、関係する保護者をはじめ、地元の意見を尊重して進めていくことになります。

いずれにしても、行政区及び校区の見直しは地元の要望を受けて行うことが望ましいことから、学校統廃合による小・中学校区の変更を除き、現状において、行政主導で行政区、校区とも大きく見直す必要はないものと考えます。

課題の整理

□小規模自治会における行政区の再編

③ 公共施設の住民の積極的な利用、参加が期待された。

合併前の説明（新市将来構想）

各市町の公共施設（図書館、スポーツ施設、保健福祉センター等）が利用しやすくなり、1市3町の住民が積極的に利用、参加することができるようになります。

合併時の事務事業調整結果

金子みすゞ記念館の入館料については、当分の間、現行のとおりとし、必要に応じて調整します。

保健センターの使用料・利用時間については、各保健センターとも現行のまま新市に引き継ぎます。

各市町の児童遊園、児童公園管理については、現行のまま新市に引き継ぎます。

温泉施設の管理形態・入浴料・配湯料及び施設使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎます。

各公民館の開館時間については、各施設まちまちなので、当分の間現行のとおりとします。

長門市立図書館は、現行のとおり新市に引き継ぎます。また、油谷町文化会館図書室を長門市立図書館ゆや分館とします。

美術館は、現行のとおり新市に引き継ぎます。ただし、名称は「香月泰男美術館」とします。

油谷の文化施設は、現行のとおり新市に引き継ぎます。ただし、名称は「ラポールゆや」とします。

村田清風記念館、長門市日置歴史民俗資料館及び社会体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぎます。

《事務事業調整項目No.A-2-144：公立文化施設に関すること・No.D-5-66：保健センターの管理・No.D-7-24：児童遊園、児童公園管理・No.F-5-147：温泉施設に関すること・No.G-2-8：公民館の運営・No.G-2-10：図書館・No.G-2-11：美術館・No.G-2-12：文化施設・No.G-2-13：博物館類似施設・No.G-3-2：社会体育施設から抜粋》

取組状況

図書館については、高齢化や少子化の進行に伴い入館者数が減少しているものの、ボランティアの支援を得て様々な事業を展開し、読書離れを食い止める取組を行っています。

また、別項目でも記述しているとおり、公共施設の中で、社会教育文化施設の「くじら資料館」、「金子みすゞ記念館」、「村田清風記念館」、「香月泰男美術館」を市民に積極的に利用してもらえよう、入館料・観覧料を無料としています。

スポーツ施設については、俵山多目的交流広場のように、施設を充実させることで利用者数が大きく伸びているものもありますが、多くの施設は人口の減少に伴い利用者数が減

少しています。

これらの施設は、地域住民の健康づくりに貢献するものであることから、利用に支障を来さないように維持・補修に努めているところですが、施設の老朽化や耐震性の問題を解消するためには、多額の費用を要することから、全ての施設を今後も維持していくことは困難な状況にあります。

現在策定中の公共施設等総合管理計画において、今後の施設のあり方について見直し等を進めていくことになります。

評価・検証

《内部評価》

各市町にあった公共施設は、そのほとんどを新市の公共施設として存続させていることから、旧市町の区域を越えて、いずれの地区住民も新市の市民として利用が可能となっています。

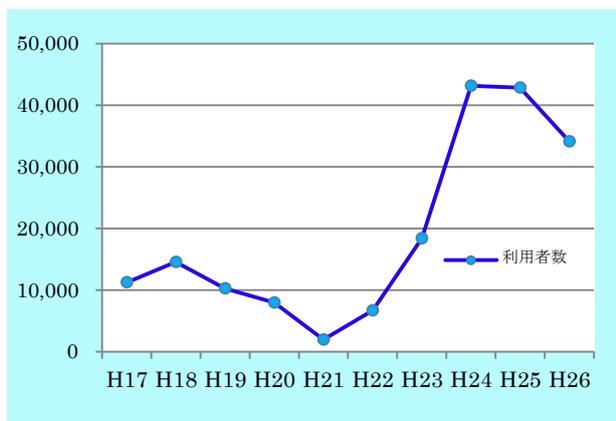
しかしながら、少子高齢化の進行に加え、公共交通が不便であるため、他の地区にある施設を利用する状況にはありません。

このような現状においては、ある程度の公共施設を各地区に配置せざるを得ませんが、これから老朽化が進む施設の維持管理等を考えると、施設の整理・統合を余儀なくされます。

施設の整理・統合を進める中で、どの施設をどのように残すかが課題となりますが、日置総合運動公園のように施設の内容が充実しているため、少子高齢化が進む中でも利用者が増えていることから、今後、残す施設については、市民が積極的に利用できる環境として、施設を充実させることが必要になります。

合わせて、その施設に接続される公共交通等についても対応を考えていく必要があります。

《俵山多目的交流広場の利用状況》（単位：人）



課題の整理

- 公共施設の整理・統合及び施設の充実
- 公共施設へ繋ぐ公共交通等の整備

参考資料

- 図書館の利用状況 〈資料編－P. 95〉
- 図書館の取り組み 〈資料編－P. 95、96〉
- 俵山多目的交流広場の利用状況 〈資料編－P. 97〉
- スポーツ施設の利用状況 〈資料編－P. 98〉

(6) 市の知名度はあがったか。

① 土地を有効に活用できることが期待された。

合併前の説明（新市将来構想）

約 75%が森林に覆われ平坦地の少ない当地域にとって、合併により、広い土地が有効に活用できることは大きなメリットです。また、1市3町内での明確な土地利用構想の確立により、効率的で、より個性的なまちの開発・発展が図られ、魅力あるまちづくりの推進が可能になります。

合併時の事務事業調整結果

新市全域が過疎地域の対象となるため、長門市、三隅町とも過疎地域自立促進計画を作成します。

《事務事業調整項目No.A-2-18：地域指定（過疎地域）から抜粋》

取組状況

新市において策定した第1次長門市総合計画で土地利用について構想をとりまとめており、その中で土地利用の方針として、「生活拠点ゾーン」、「生活自然共生ゾーン」、「海の環境保全ゾーン」、「大地の環境保全ゾーン」の4つのゾーンに分けて、それぞれの地域の発展を図ることとしています。

また、地域別の方針では、「東部地域」を本市の行政・経済の中心として、都市機能の集積を図り、「南部地域」を豊かな自然に恵まれた温泉観光地域として、自然環境の保全に取り組み、「西部地域」を田園と森林、海岸が調和した美しい農漁村地域として、農漁業の振興に重点的に取り組むこととしています。

これらの4つのゾーンや各地域の連携軸として、情報網や交通網を充実させることにより地域間の連携を図るとともに、広域連携軸として、本市と周辺都市を結ぶ広域交通網の整備を進め、観光や経済発展のための連携を強化します。

この土地利用の方針に基づき、合併により広大となった土地を有効に活用するためには、まず、新市全体の地籍調査事業を進めていく必要があることから、合併後も引き続き実施しています。なお、別項目でも記述しているとおり、油谷地区においては、合併前に調査を完了し、三隅地区においても合併翌年には調査を完了しましたが、長門地区及び日置地区においては、現在も調査中です。地籍調査事業の完了には、相当な期間を要することから、土地の利活用が高い住宅地等を優先し進めています。

また、合併により新市全域が過疎地域の対象となるため、これまで過疎地域の対象であった日置、油谷地区に加え、長門、三隅地区も有利な過疎債を活用して基盤整備等の事業を進めることにより、周辺部を含む市全体の土地利用の向上に努めています。

一方、市が所有する遊休土地については、積極的に処分等を行うものとしていますが、

公売等をかけても成立しづらい現状です。

なお、今後の土地利用計画については、平成 26 年度に策定した都市計画マスタープランに示された、より詳細な利用及び整備方針、また、地区別の構想に基づき取り組むこととなります。

評価・検証

《内部評価》

土地の利用構想とその方針については、総合計画に示すととも新市建設計画との整合を図りつつ、土地利用計画を推進してきています。

まず、土地利用計画における道路網等の基盤整備については、新市全域が過疎地域の指定を受けたことにより、過疎債を活用して積極的に事業を進めてきています。

地籍調査事業の実施については、継続的实施を推進しているものの、完了までに相当な期間を要すると見込まれるため、重要度と効率を組み合わせ、より効果的に進めていく必要があります。

なお、長門市都市計画マスタープランは、県が策定する上位計画（都市計画区域マスタープラン等）を受けて策定したことから、より具体的で長期的な土地利用計画に基づき事業を実施するのはこれからとなり、市民アンケートにもあるように「働き場所」、「公共交通」、「買物便利」、「災害」の重要度の高い項目で満足度が低いため、引き続きこれらの整備等を実施するにあたり財源の確保が必要となってきます。

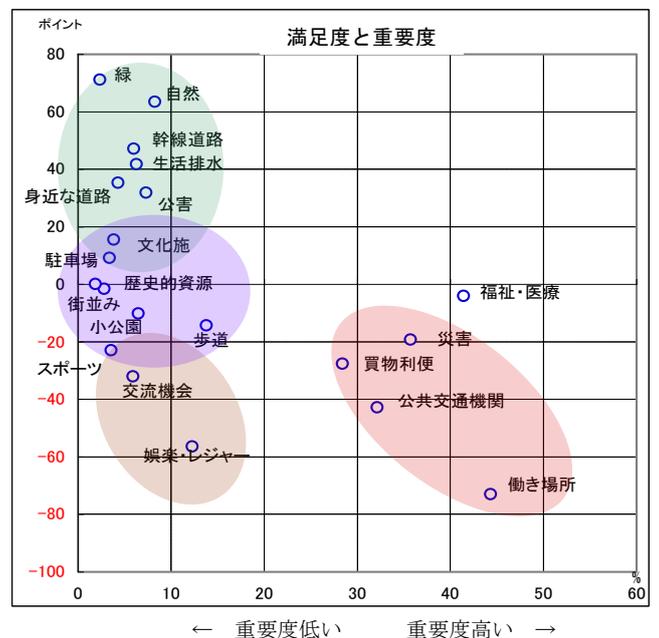
《都市計画～まちづくりの市民アンケート》

課題の整理

- 地籍調査事業の効果的な実施
- 都市計画マスタープランに基づく事業実施と財源確保
- 市が所有する遊休財産の処分
- 「働き場所」「公共交通」「買物便利」「災害」に対する満足度の向上

参考資料

- 地籍調査事業の進捗状況 〈資料編-P. 33〉
 - 過疎債を活用した事業状況 〈資料編-P. 99〉
 - 不動産（土地）等の売却状況 〈資料編-P. 103〉
- 《都市計画～まちづくりの市民アンケート》〈資料編-P. 146〉



② 統一のとれた観光振興が期待された。

合併前の説明（新市将来構想）

1市3町の観光資源も統一の取れた開発・発展が図られ、魅力あるまちづくりの推進が可能になります。

合併時の事務事業調整結果

観光宣伝および紹介については、長門市の例により合併時に調整します。

観光宣伝隊及び空港・駅などの広告については、長門市の例により合併時に調整します。エージェン特による商品造成（周遊コース）を新市で実施するべく、観光戦略会議等で協議を進めます。

観光ボランティアの養成事業については、長門市の例により調整します。

《事務事業調整項目No.F-5-21：観光宣伝・広告・No.F-5-24：観光ボランティアの養成事業から抜粋》

取組状況

観光都市を目指す本市では、平成22年度から観光行政を所管する部署として観光課を独立させ、更に県からの職員（課長）派遣を受け、新たな視点で観光振興を図るとともに、県との観光連携を強化してきました。また、民間との連携では、長門市観光協会から一般社団法人長門市観光コンベンション協会へと組織体制の強化が図られ、協会に対しての助成を拡充し、官民一体となった観光振興に取り組んできたところです。

観光施策での主な取組は、五名湯の旅館や温泉施設事業者、関係者が連携して行う宿泊客拡大のための事業や集客イベントに対する助成、さらに、旅行会社等を対象とした宣伝活動や商品造成の支援を行うとともに、市内の観光案内板の整備も進めています。

また、公共交通網の脆弱な本市への観光客の交通手段を確保するため、二次交通対策にも取り組んでいます。

観光客の状況としては減少傾向にあるものの、外国人観光客については、官民が連携する「ながと国際観光推進協議会」の取組により、大幅に伸びていることから、さらなる取組を進めていきます。

評価・検証

《地域審議会評価》

合併以前に比べ、様々な観光施策に取り組まれており、その姿勢については評価できませんが、一方、東日本大震災後に金子みすゞの「こだまでせうか」が全国に広まった時や、今回のNHK大河ドラマが「花燃ゆ」に決定した際には、本市として大きな観光誘致の機会があったにも関わらず、十分な観光施策をとられているようには感じられません。

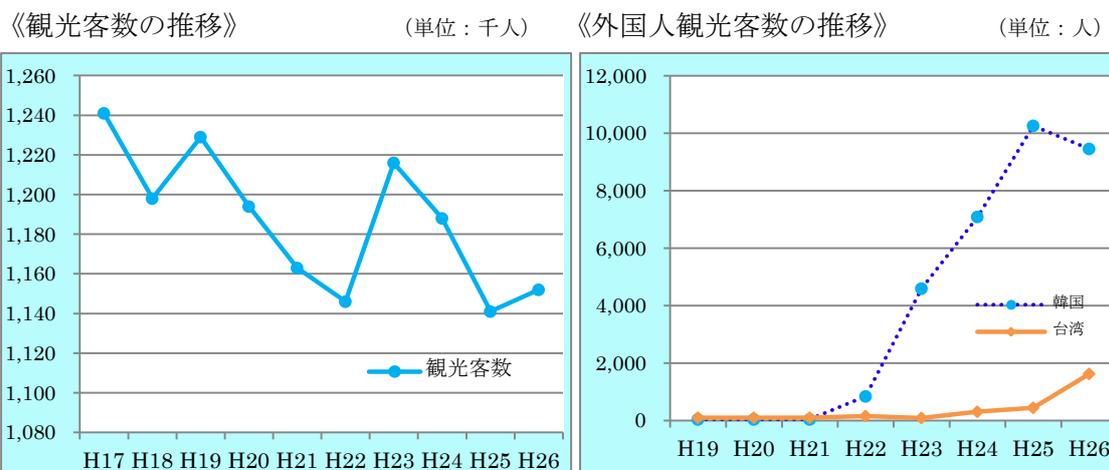
「やきとり日本一」の取組については、市の独自性を全国に発信でき、イベント等の集客力もあり一定の効果は得られたと感じますが、普段、観光を訪れる人に対して宣伝（日

中でも「やきとり」が食べれる店等）できる体制は不十分です。

観光客の誘致状況において、全体の観光客数が落ち込む中で、外国人、特に韓国からの観光客が増えているものの、地元でお土産を買う姿をあまり見かけたことがなく、宿泊効果のほかは得られていない状況であると思われます。

このような中、地域においては、地元の方々が頑張って観光客のおもてなしに取り組んでいるところもあり、実際にそのようなところには効果も出ています。

しかしながら、地域ごとの取組を連携、コーディネートする体制ができていないため、当初期待された統一のとれた観光振興は不十分であると言わざるを得ません。



課題の整理

- 観光誘致機会の活用
- 「やきとり日本一」の取組、体制の強化
- 観光客が買い物する場の充実
- 地域ごとの取組を連携、コーディネートする体制の整備

参考資料

- 観光施策の実施状況 〈資料編－P. 105〉
- 市外からの誘客が期待できる代表的なイベントの状況 〈資料編－P. 110〉
- 観光客数の推移 〈資料編－P. 111〉
- 外国人観光客数の推移 〈資料編－P. 111〉

- ③ 市が大きくなることにより、様々な取組を行うことで、企業誘致、定住促進、重要プロジェクト等の誘致が期待された。

合併前の説明（新市将来構想）

合併によるより大きな市の誕生が、様々な取組を計画的に行えるようにし、地域の存在感や「格」の向上やイメージアップにつながり、それにより企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致も期待できます。

合併時の事務事業調整結果

定住促進対策事業については、新市において新たに制度を創設します。

空き家の利用促進については、油谷町の例により実施します。

雇用促進対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎます。

《事務事業調整項目No.A-2-9：定住促進に関すること・No.A-2-59：空き家の利用促進・No.F-5-34：雇用促進対策事業から抜粋》

取組状況

企業誘致については、都市圏から離れた交通不便地域ということもあって苦戦しており、メガソーラー事業として企業の参入はあるものの、雇用の場を増やす企業の進出等はありませんでした。

定住促進については、空き家情報バンク制度を設けるのに合わせ、空き家リフォーム助成や遊休資産購入費補助を行うことにより移住の促進を図っています。

また、自然豊かで暮らしやすい本市の魅力を感じてもらい、本市への移住について具体的に検討してもらうため、お試し暮らし施設の開設や運営に対して助成を行うとともに、本市へ移住後も定住支援事業により支援を行うことで、より定住しやすい環境を整えています。

しかしながら、多くの地方自治体が同じように定住促進策を進めていることから、移住者が移住を決める条件としては、定住促進策に大きな差異がない限り、空き家物件が廉価で質の高いものであることともに、より大都市圏に近い、または、新幹線、高速道路等の交通連絡網が整備されている地域を希望されるケースが多く見受けられ、移住相談の件数は伸びているものの、本市への移住者は微増する程度にとどまっています。

このほか、地域の存在感をアピールする手段として、ふるさと応援寄附制度の活用があります。この制度は、本来、地方自治体の財源確保として導入されたものですが、寄附に対するお礼の品を市の特産品として「長門ふるさと便」を発送することで、本市の存在を全国的にPRすることができ、その実績は右肩上がりです。上昇してきており、平成26年度においては、特産品の内容を更新したことやインターネットを活用したことから大きく伸びています。

評価・検証

《内部評価》

企業誘致を進めるにあたっては、まず、流通を支える基幹道路として国、県と連携し、山陰道をはじめとする道路網の整備を進める必要があります。

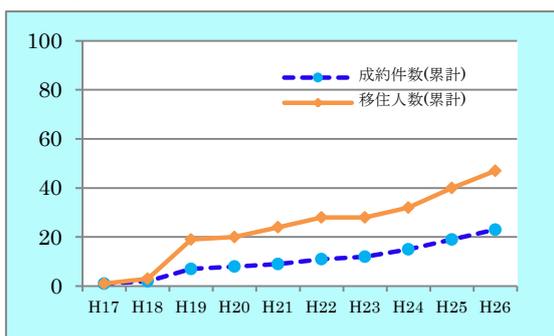
また、今日の情報社会においては、高速通信を可能とする光通信等の整備も不可欠であり、市が所有するケーブル伝送路の見直しを検討していくとともに、民間事業者による通信網の整備促進にも協力して進めていく必要があります。

定住促進では、空き家情報バンク制度を中心に取り組んでいるものの、需要と供給の数量的なアンバランスとともに、空き家物件の質的な問題も抱えていることから、今後、より質の高い空き家登録の数を増やしていくように考えていかなければなりません。

ふるさと応援寄附制度については、寄附の実績も伸びており、財源確保とともに本市の存在感を全国発信できていると思われませんが、この制度がマスコミ等により国民に認知されつつある中で、多くの自治体が取組に力を入れていることから、今後は競合が激しくなってくるため、新たな商品開発等を進めるなど、より一層の取組が必要となってきます。

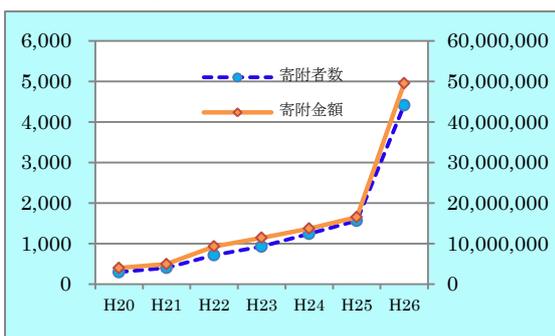
《空き家情報バンク》

(単位：件又は人)



《ふるさと応援寄附》

(単位：人、円)



課題の整理

- 交通網、情報通信網の整備
- 空き家登録の量及び質の充実
- ふるさと応援寄附制度による自治体間の競合

参考資料

- 定住促進事業の状況 〈資料編－P. 112〉
- 移住相談件数の状況 〈資料編－P. 114〉
- 空き家情報バンクの実績 〈資料編－P. 114〉
- ふるさと応援寄附金制度の状況 〈資料編－P. 115〉

2. 合併により懸念された課題は解消できたのか。

(1) 中心部が発展し、周辺部がさびれる。

合併前の説明（新市将来構想）

自治体の規模が大きくなることから、周辺部については、これまで以上に振興を図っていく必要があります。長門市街地以外の住民の意見も十分に把握・反映しながら新市のまちづくり計画を作成したり、合併後、旧市町の区域ごとに置くことができる地域審議会を設置することにより、地域間のバランスが取れた事業を実施しているかチェックしていくことができます。

合併時の事務事業調整結果

対応する事務事業の調整は無いが、合併時に新市建設計画を策定している。

取組状況

新市におけるまちづくりは、合併時に策定した新市建設計画とその後策定した総合計画を中心に進めています。

新市建設計画の進捗管理については、合併前の1市3町の首長の協定に基づき、旧市町の区域ごとに設置された地域審議会で審議しており、また、総合計画の策定にあたっても地域審議会に諮っています。

なお、地域審議会の委員は、地域住民の意見を十分に把握できるように各分野の代表として様々な団体から選出していただくとともに、公募による委員も選任しており、これらの委員で構成された地域審議会では、新市建設計画の進捗管理のほかに、合併により懸念された周辺部が衰退しないように地域の課題について意見・具申等を行うとともに、地域活性化に向けた市民協働の取組についても審議してきました。

市では、地域審議会から出された意見を本市の施策の中心となる総合計画の策定や、地域活性化を進めるうえで重要となる市民協働の取組に反映させ、周辺部の振興に努めています。

評価・検証

《内部評価》

地域間のバランスが取れた事業を実施しているかをチェックするために、地域審議会が審議した新市建設計画の進捗状況については、「概ね適切であると認める。」とする答申を受けています。

このほか、地域審議会に総合計画や市民協働等についても諮問を行っており、いずれも「概ね適切であると認める。」との答申を受ける中で、提案や付帯意見が出されています。

このように地域審議会は、新市のまちづくりの計画に地域の意見を反映させるとともに、

地域の課題を把握し、今後、地域活性化を進める上で重要となる市民協働の取組に対して意見を聴取する場として重要な役割を果たしてきました。

この地域審議会は合併前の協定に基づき設置されたものであり、その設置期限が平成 27 年 3 月 31 日で満了したことから、今後この地域審議会に代わる新たな組織を設ける必要があります。

新たな組織では、新市建設計画の期間が 5 年間延長されたことから、残りの 5 年間の進捗管理を行うことをはじめ、地域審議会と同様にまちづくりの計画や市民協働の取組について審議をしていただくことになります。

なお、新たな組織の体制等については、これまでのように 1 つ諮問を 4 つの審議会に諮ってそれぞれが答申を行うこととした場合、各地域個別の諮問事項であれば問題ないものの、市全体としての諮問事項となれば、それぞれが異なった答申がなされたときの対応が困難となることから組織は 1 つとしますが、各地域、また、各分野からの意見を幅広く反映できる体制が整えられるように委員構成等を配慮します。

課題の整理

□地域審議会に代わる新たな組織の立ち上げ

参考資料

- 地域審議会の状況〈資料編－P. 116〉
- 新市建設計画の進捗状況〈資料編－P. 130〉

(2) サービス水準が低下したり、公共料金などが高くなる。

合併前の説明（新市将来構想）

合併後も、それまでの市役所・町役場を、新市の支所や出張所として存続させることで、住民票の写しや印鑑証明といった窓口サービスは、以前と変わりなく受けられるようになります。更に、勤労者などにとっては職場の近くで取れるようになり利便性が増します。高度情報化の推進が、在宅での行政サービスの享受といった住民と行政機関の新しい関係を創出することも将来的には考えられます。

1市3町で異なる住民サービスの水準や使用料、手数料については、合併前に平準化、統一することになりますが、今回の市町合併では、サービスは高い方に、負担は低い方に調整するというのが基本的な考え方であり、そのために国では、財政支援措置を設けています。

合併時の事務事業調整結果

都市計画税の税率は、0.3/100とし、納期及び賦課徴収は固定資産税の例によることとします。

戸籍交付事務について、本庁、総合支所、出張所すべての窓口において交付します。なお、出張所については、戸籍、印鑑登録、住民基本台帳に係る証明書の交付事務を行います。

戸籍、住民基本台帳等に係る証明手数料は、協議会の調整のとおりとします。

国民健康保険料の賦課方式については、現行の4方式（所得割、資産割、世帯別平等割、被保険者別均等割）とします。

介護保険料率については、次の調整方針どおり新市に引き継ぎます。

各市町の介護給付費用の見込額の総計…①

各市町の第1号被保険者（65歳以上）の月平均数の総計…②

$(① \times 18\%) \div (② \times 12 \text{月} \times \text{合計収納率}) \times (\text{基準額層の構成割合による調整}) \Rightarrow \text{基準保険料月額（第3階層）} ③$

保育料については、現行各市町の最低ラインで保育料額を設定します。また、納入方法については、口座振替（郵便局を含む）を実施します。

家庭ごみ等の収集回数及び収集体制は、当面現行どおりとし、その事務は本庁、各総合支所の所管地域ごとに行います。また、事業系のごみ収集に係る許可事務は、本庁で一括して行います。

三隅の霊柩車業務については、当分の間、三隅総合支所管内の区域に限って業務を行います。

水道料金については、当面現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に料金統一ができるよう調整します。

下水道料金については、合併後、平成17年度中に調整をして統一を図ります。また、受益者負担金については、地区処理区域ごとに単価や金額が異なるため、合併後も現行のまま新市の条例に規定して運用を図ります。

【長門地区】敷地面積の1㎡当たりの単価で算定

【三隅地区】各処理区域ごとに分担金を設定

【日置地区】日置地区全体を50,000円で設定

【油谷地区】油谷中央処理区を60,000円で設定

《事務事業調整項目No.B-2-19：都市計画税・No.D-1-2：手数料(戸籍・住基)・No.D-1-14：戸籍交付事務【再掲】・No.D-1-28：出張所(証明の交付等)【再掲】・No.D-2-33：国民健康保険料の賦課・No.D-6-18：介護保険料率・No.D-7-5：保育料・No.D-8-13：ごみ収集及び処理に関すること・No.D-8-67：霊柩車業務・No.E-5-14：水道料金・No.E-6-40：下水道使用料・No.E-6-41：下水道受益者負担金から抜粋》

取組状況

新市の支所や出張所では、従来どおりの窓口業務に対応できるようになっており、新たに生活保護相談などの住民サービスも可能となりました。

住民票、各種証明書等の業務については、地区に関係なく本庁はもとより市内いずれの支所、出張所でも発行することができ、また、電子申請システムの導入により、在宅での申請手続きができるものもあります。

1市3町で異なる住民サービスの水準は、合併前に平準化し統一することとしていましたが、これまでの習慣や地域性を考慮し、市内各地区のごみ収集業務や三隅地区の霊柩車業務については、当面現行のままとしています。

なお、ごみ収集業務については、今後、新分別収集に合わせ統一する予定にしています。

市税については、地方税法等の規定に基づき、合併時に協議会で調整し、また、国民健康保険料や介護保険料についても、健全な保険事業を運営するために法令その他の規定に照らし合わせ、合併時に協議会で調整し統一を図っています。

住民票等各種証明の手数料については、負担は低い方に調整するという考えに基づき、合併時に協議会で調整し統一を図っています。

保育料については、サービスは高い方に、負担は低い方に調整するという考えから、県内他市と比べてもかなり低い保育料に抑えています。

水道料金については、水道事業が公営企業の取り扱いとなるため、収支バランスに配慮して調整する必要があり、また、配水管口径区分や基本料金、超過料金の設定が旧1市3町で異なっていたことから、調整の協議を重ね、平成20年度から全地区統一料金となりました。

下水道料金については、「新市移行後1年以内を目途に統一する」としていましたが、合併時には管理体制が事業ごとに異なっていたことから、まずはその体制を下水道課へ一元化することを先行したことや、水道料金の改定が先行されたため、2つの公共料金を同時に改定すると住民負担が過多となる等の理由により、下水道料金の統一は延期することとなりました。その後、平成22年度の下水道事業審議会において、下水道料金の統一にあたっては急激な負担増とならないよう配慮し、段階的な改定を行うこととされました。まず第1段階として、長門地区の基本料金を改定(平成23年10月使用分から施行)し、第2段階で基本料金を統一(平成26年10月使用分から施行)し、第3段階で超過料金を統一(平成28年度予定)して完全統一を図ることとしています。また、平成28年度には公営企業会計

へ移行することとしており、経営状況を明確にし、下水道事業の長期的経営へ向けた適正な料金水準を検討していくこととしています。

評価・検証

《地域審議会評価》

各種証明の発行や行政手続き等の窓口サービスについては、支所の総合窓口の一本化等により、従前よりも充実しています。ただし、一部の行政手続き等において、本庁とのやり取りを要するため、時間がかかることがあります。

また、在宅における電子申請については、高齢化が進んでいる本市では利用者が少ないこともありますが、新規職員採用試験の申込等については、申請者の多くが利用していることから、その効果は認められます。

住民サービスの平準化については、地域の特性や慣習等もあり、多少の差異があっても問題ないと考えます。

しかしながら、ごみ収集の分別及び回数については統一することが望ましいことから、新分別収集が始まる時点で平準化する必要があります。

公共料金については、保育料が低く抑えられていることで、子育て世帯の負担軽減につながっています。

一方、上下水道料が企業会計として収支バランスのうえで設定しなければならないことは理解できるものの、合併前に十分な説明がなかったことは反省すべきです。また、料金が高くなっていることに加え、徴収が2ヵ月に1回となっていることもあり、市民の負担が大きいため、毎月の徴収に改善していただきたいと考えます。

なお、市民においても市と協働して、ごみの分別収集や節水対策に取り組むことで、経費負担の軽減に努める必要があります。

課題の整理

- ごみ収集の分別及び回数の平準化
- 上下水道料の徴収回数の見直し
- ごみの分別収集、節水対策の市民周知の徹底

参考資料

- ごみ収集事業の状況 〈資料編－P. 36〉
- 保育料（3歳児以上の場合）の比較 〈資料編－P. 57〉
- 支所、出張所における窓口業務の状況 〈資料編－P. 89〉
- 電子申請手続き一覧 〈資料編－P. 91〉
- 水道料金の改定状況 〈資料編－P. 119〉
- 下水道料金（一般汚水）の改定状況 〈資料編－P. 120〉

(3) 住民の声が届きにくくなり、きめ細かなサービスが行われなくなる。

合併前の説明（新市将来構想）

住民の意向をきめ細かく把握するためには、公聴会、行政モニター、アンケートといった従来からある手法だけでなく、CATV（有線テレビ）、インターネット等を活用した意見募集など多様な方法で住民と情報交換していく必要があります。

また、サービスを提供するための体制は、合併による管理部門の統合に伴う職員の再配置によって、逆に、直接サービスを提供する部門の職員を増員することが可能になります。

合併時の事務事業調整結果

新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように当分の間は、現町役場を総合支所とし、住民サービスを総合的に提供する総合行政機関として位置付けます。また、現在の支所及び出張所は出張所として存続します。

各総合支所においても、窓口業務をはじめ、地域に密着した「住民自治の振興」、「保健・福祉の増進」、「生涯学習の推進」等の施策を総合的に実施できる体制とします。

総務、企画等の管理部門（人事・組織、予算・財政、行政委員会、議会事務局等）を本庁に統合し、サービス部門では、本庁に「市民福祉部」、総合支所に「市民福祉課」を設置して、保健・医療・福祉及び窓口のサービスを統合・一元化を図ることにより住民が利用しやすく、わかりやすい組織とします。

本庁及び総合支所に「地域振興」の専任組織を設置して、地域の要望に的確に対応するとともに、住民自治活動を促進します。

行政の透明化を図るため、「行政改革推進」の専任組織を設置して情報公開を推進するとともに、本庁にネットワーク化等を推進する「情報政策」や広報広聴の専任組織を設置して、相互連携により、住民の声を適正に反映できる仕組みを強化していきます。

《事務事業調整項目NoA-1-60：新市の組織機構の整備方針【再掲】から抜粋》

取組状況

住民の意向をきめ細かく把握するため、合併当初から各地区で地域懇談会（市長とタウンミーティング）を行うとともに、市民の声を聞くための「市長への提言箱」を本庁、支所、出張所に備え付けています。

さらに、市が計画等を策定する際には市民アンケートを実施して、住民の意向や実態の把握に努めるとともに、これら従来の方法に加え、計画（案）を策定した段階で市民の意見を聴取するため、インターネットを活用してパブリックコメントを実施しています。

また、「きめ細かな地域活性化事業」として予算を支所に配分することにより、支所機能の充実及び、地域住民からの要望に迅速に対応できる仕組みづくりを行っています。

この「きめ細かな地域活性化事業」を活用し、各支所では、地域住民からの要望に基づき、地域の環境整備事業や安心・安全事業、地域活性化事業、市民協働推進事業等に取り

組んでいます。

評価・検証

《内部評価》

合併当初から各地区で地域懇談会（市長とタウンミーティング）を行ってきましたが、若者の参加は少なく、また、参加者も年々減少の傾向にあることから、地域懇談会（市長とタウンミーティング）のあり方について、住民の意向をきめ細かく把握するという原点に立ち返り見直しを行う必要があります。

パブリックコメントについては、市が策定する多くの計画（案）について実施してきましたが、高齢化が進む本市において、インターネットを活用しての市民からの意見聴取は、実績が示すように成果があまり上がっていない状況です。

なお、地域住民の要望等を受ける窓口的な役割を果たす支所においては、これから各地区でまちづくり協議会が立ち上がり、それぞれの地域活動が活発化するにつれて、支所と地域住民とのつながりもより強力になっていくことが見込まれることから、支所権限として与えられている「きめ細かな地域活性化事業」を充実させて、地域住民の要望に市民協働で取り組んでいく必要があります。

課題の整理

- 地域懇談会（市長とタウンミーティング）の見直し
- きめ細かな地域活性化事業の充実

参考資料

- きめ細かな地域活性化事業の実施状況 〈資料編－P. 121〉
- インターネットによるパブリックコメントの実施状況 〈資料編－P. 123〉
- 市民アンケート
 - 《ながと男女共同参画計画（第2次）策定市民アンケート》〈資料編－P. 144〉
 - 《総合計画策定のための市民アンケート》〈資料編－P. 145〉
 - 《都市計画～まちづくりの市民アンケート》〈資料編－P. 147〉

(4) 地域ごとの歴史、文化、伝統などが失われる。

合併前の説明（新市将来構想）

1市3町は、それぞれが個性ある歴史や文化、伝統を持っており、旧市町のイベントを新市住民の理解を得る取組（一体感の醸成機会）や、住民主導でそれらを活かすまちづくりを進める必要があります。

市域が広くなることから、コミュニティの振興にあたっては、特に重点的な施策の推進が必要となります。

合併時の事務事業調整結果

長門文化協会、三隅文化団体連絡協議会、油谷の文化を高める会は、合併後すぐに一緒になることは考えず、とりあえずは現状のまま活動を継続することとします。

文化祭は、現在の形式を継続し、旧1市3町で実施します。なお、新市全体の文化祭は、芸術祭をもってこれにあてることとします。

各地区のふるさとまつりについては、総合支所で企画・主催します。体制については、総合支所長を中心に命令系統を作り、地区の職員等が手伝うこととします。

文化祭・公民館祭り等については、現行のとおりとします。

《事務事業調整項目No.A-2-148：文化連盟・協会補助・No.F-5-117：コミュニティ施策（ふるさとまつり等）・No.G-2-36：文化祭、公民館祭り等から抜粋》

取組状況

文化振興の取組は、各地区にある文化団体の活動を支援し、文化祭、公民館祭りを引き続き実施するとともに、ルネッサながとでは指定管理者制度を導入し、ラポールゆや直営により、両施設を文化振興の中核施設として運営しています。

また、本市の文化のシンボリックな存在である金子みすゞ記念館と香月泰男美術館において、各種記念イベントを開催するとともに、関係する文化団体等の活動に対して補助を行い、文化の振興を図っています。

コミュニティの振興にあたっては、従来からある各地区のふるさとまつりを引き続き実施するとともに、条例を制定して市民協働のまちづくりを進めています。

市民協働のまちづくりを進めるにあたっては、まず、実施すべき施策として、弱体化しつつある集落機能の再生が挙げられます。

本市では、モデル事業として集落機能再生事業を導入し、地域づくりを目的とした組織（地域づくり協議会）の設立を支援し、また、市職員を地域づくり支援員として組織に参画させるなど、集落機能の再生に取り組んでいます。

評価・検証

《地域審議会評価》

地域にある文化、伝統については、それぞれの文化団体を合併前のままで活動を継続させたことにより、それぞれの地域に根差した活動を実施することができています。

このことが、旧1市3町の個性ある歴史や文化、伝統を引き継いでいく土壌を守ることにつながったと考えられますので、今後も引き続き、各地区の文化団体の支援を積極的に行っていただきたいと思います。

また、各地区のふるさとまつりについては、合併時に総合支所の主導のもと開催するとされていたものの、組織改編により規模が縮小され、支所となったことから今後のあり方について地域審議会でも協議してきました。

その中で、ふるさとまつりは地域の活性化に大きく寄与し、また、重要なコミュニティの場であることから、今後も引き続き各地区で行うことが望ましいとの意見が多数を占め、合わせて、その運営については行政主導ではなく、これからは市民協働で行っていく必要があり、市民協働でできる規模のふるさとまつりを開催していく必要があるとの意見も出ています。

今後、市民協働のふるさとまつりを実現するためには、まず、地域住民が「～して欲しい」から「～したい」、「～を一緒にする」という意識のもとに体制の整備を進めていかなければなりません。しかしながら、地域で開催する各種まつりをはじめ、文化、伝統を守るための人材は高齢化しており、地域を構成する各集落の弱体化が、さらに危機感をあおっているのが現状です。

現在、市がモデル事業として実施している集落機能再生事業により、多くの地域で地域づくり協議会が設立され、地域の課題の解消と集落の再生に取り組むことが、今後、地域にある文化、伝統を守り続けるために必要不可欠であると考えます。

課題の整理

- 市民協働によるふるさとまつりの開催
- 集落機能の再生

参考資料

- 文化活動支援事業の状況〈資料編－P.125〉
- 市民協働の取り組み（集落機能再生事業）〈資料編－P.129〉

3. 新市建設計画に基づき事業実施はできたか。

(1) 自然と人がやすらぐ安全なまち

【自然環境の保全と生活環境の充実】

合併前の説明（新市将来構想）

北長門海岸の美しい海岸線、ゲンジボタルやエビネ、ハマユウなどの貴重な動植物など、恵まれた自然は地域の誇りです。都市化や地域開発が進み、地球環境が悪化するなか、住民にやすらぎと潤いを与える自然環境を後世に受け継いでいくことは重要な課題です。

新市では、自然と共生した地域社会、リサイクルなどによる巡回型の地域社会の形成をめざして、恵まれた自然環境の保全と活用を図るとともに、その自然環境のもとで住民が安全・快適に生活できるまちづくりを進めます。また、防災・防犯・交通安全対策などを強化し、住民が安全に暮らせるまちづくりを進めます。

新市建設計画上の施策名

- ①循環型社会の形成
- ②新市としての一体的な景観の形成
- ③都市機能の強化
- ④総合交通対策の推進
- ⑤住環境の整備
- ⑥防災・防犯体制の強化
- ⑦情報通信網の整備・充実

取組状況

「新市建設計画進捗管理表」のとおり進捗状況となっています。

- ①「循環型社会の形成」については、計画事業 29 事業に対し、実施事業が 22 事業、未実施事業が 7 事業。
- ②「新市としての一体的な景観の形成」は、計画事業 4 事業に対し、全て実施。
- ③「都市機能の強化」は、計画事業 4 事業に対し、実施事業が 3 事業、未実施事業が 1 事業。
- ④「総合交通対策の推進」は、計画事業 49 事業に対し、実施事業が 37 事業、未実施事業が 12 事業。
- ⑤「住環境の整備」は、計画事業 29 事業に対し、実施事業が 21 事業、未実施事業が 8 事業。
- ⑥「防災・防犯体制の強化」は、計画事業 36 事業に対し、実施事業が 35 事業、未実施事業が 1 事業。
- ⑦「情報通信網の整備・充実」は、計画事業 3 事業に対し、全て実施。

なお、未実施事業の理由については、「新市建設計画未実施事業一覧」とおりです。

評価・検証

《地域審議会意見》

本項目の新市建設計画の進捗状況及び未実施事業の理由を確認したところ、新市建設計画に上げられた道路整備・改良事業については、市民の生活に密接に関係することから、未実施事業の中で「見合わせ中」、「予定なし」については、未実施、もしくは、やらなくてもよい理由を整理し、市民に丁寧に説明する必要があります。

また、道路整備・改良事業の優先順位の付け方を示して、各路線に対する「優先順位が低い」とする根拠にする必要があります。

その他の未実施理由は正当であり、新市建設計画に基づき事業実施は出来たと認められます。

なお、未実施事業のうち「リサイクルの運動補助」については、これから新分別収集を進めるうえで、自治会や各種団体の取り組みが市民に周知徹底させるための効果的な方法であることから早急に実施すべきです。

また、新エネルギーに対して取り組まれている市内企業があることから、市もそのような企業に対しては、積極的に協力し、新エネルギーの推進に努めていただきたいと思います。

参考資料

- 新市建設計画進捗管理表〈資料編－P. 130〉
- 新市建設計画未実施事業一覧〈資料編－P. 141〉

(2) 6次産業が栄えるまち

【産業の振興】

合併前の説明（新市将来構想）

世界的な産業再編、不況の長期化などにより、国内産業は厳しい状況が続いています。

新市では、こうした状況を地域ぐるみで打開するため、地元産業界をはじめ、高等教育機関や研究所と連携、また、U・I・Jターン者の技術・知識を生かしながら、21世紀の多様で高度な消費者ニーズに応えられる6次産業を中心とした、活力ある地域産業の育成に努めます。

そのために、地域資源を生かしながら、農林水産業と商工業を融合し、新たな需要の創造を図るとともに、新市の観光資源のネットワーク化により、体験・滞在・反復型の観光の振興を図り、若者や女性、高齢者などすべての住民がはつらつと働く、活気に満ちたまちづくりを進めます。

新市建設画上的施策名

- ⑧ 6次産業づくりの推進
- ⑨ 体験・滞在・反復型の観光地づくりの推進

取組状況

「新市建設計画進捗管理表」のと通りの進捗状況となっています。

- ⑧「6次産業づくりの推進」については、計画事業51事業に対し、実施事業が46事業、未実施事業が5事業。
 - ⑨「体験・滞在・反復型の観光地づくりの推進」は、計画事業17事業に対し、実施事業が12事業、未実施事業が5事業。
- なお、未実施事業の理由については、「新市建設計画未実施事業一覧」とおりです。

評価・検証

《地域審議会意見》

本項目の新市建設計画の進捗状況及び未実施事業の理由を確認したところ、未実施理由も正当であり、新市建設計画に基づき事業実施はできたと認められます。

参考資料

- 新市建設計画進捗管理表〈資料編－P.130〉
- 新市建設計画未実施事業一覧〈資料編－P.141〉

(3) 生きがいと笑顔があふれるまち

【福祉の充実】

合併前の説明（新市将来構想）

少子高齢化が進むなかで、21世紀を担う子どもたちがすこやかに生まれ育つよう、子育ての社会的な支援が求められるとともに、生涯にわたって住民が健康で安心して暮らし、積極的に社会参加できる環境づくりが求められています。

新市では、まちぐるみで健康づくり・生きがいづくりに取り組むとともに、ライフサイクルに応じて、質・量ともに充実した保健・医療・福祉・介護のサービスが受けられるまちづくりを進めます。また、ボランティア活動の活性化を促進し、高齢者や障害者などを地域で見守り、子どもを育て、住民一人ひとりが生きがいに満ち、笑顔あふれるまちづくりを進めます。

新市建設画上的施策名

- ⑩まちぐるみ健康づくりの推進
- ⑪高齢者施策の充実
- ⑫障害者施策の充実
- ⑬児童福祉の充実
- ⑭地域福祉の推進

取組状況

「新市建設計画進捗管理表」のとおり進捗状況となっています。

- ⑩「まちぐるみ健康づくりの推進」については、計画事業7事業に対し、実施事業が6事業、未実施事業が1事業。
- ⑪「高齢者施策の充実」は、計画事業9事業に対し、実施事業が7事業、未実施事業が2事業。
- ⑫「障害者施策の充実」は、計画事業3事業に対し、全て実施。
- ⑬「児童福祉の充実」は、計画事業4事業に対し、全て実施。
- ⑭「地域福祉の推進」は、計画事業2事業に対し、全て実施。

なお、未実施事業の理由については、「新市建設計画未実施事業一覧」とおりです。

評価・検証

《地域審議会意見》

本項目の新市建設計画の進捗状況及び未実施事業の理由を確認したところ、未実施理由も正当であり、新市建設計画に基づき事業実施は出来たと認められます。

参考資料

- 新市建設計画進捗管理表〈資料編－P.130〉
- 新市建設計画未実施事業一覧〈資料編－P.141〉

(4) 個性豊かに人が輝くまち

【生涯学習の充実】

合併前の説明（新市将来構想）

ゆとりと個性を尊重する教育、生きる力を育む教育へ向けて教育改革が進められるとともに、心の豊かさを実感できる生活の実現が求められています。

新市では、国際的な視野にたって、これからの社会を担う子どもたちの育成を図るとともに、子どもから高齢者まで、生涯を通じて学習し、豊かな交流が生まれるまちづくりを進めます。

また、地域の伝統的な歴史や文化を継承するとともに、地域の個性を生かして新市の新たな文化を創造し、住民一人ひとりが、個性豊かに輝くまちづくりを進めます。

新市建設画上的施策名

- ⑮学校教育・幼児教育の充実
- ⑯生涯学習の推進
- ⑰個性が輝く文化の創造

取組状況

「新市建設計画進捗管理表」のと通りの進捗状況となっています。

- ⑮「学校教育・幼児教育の充実」は、計画事業 15 事業に対し、全て実施。
- ⑯「生涯学習の推進」については、計画事業 10 事業に対し、実施事業が 9 事業、未実施事業が 1 事業。
- ⑰「個性が輝く文化の創造」は、計画事業 9 事業に対し、実施事業が 8 事業、未実施事業が 1 事業。

なお、未実施事業の理由については、「新市建設計画未実施事業一覧」とおりです。

評価・検証

《地域審議会意見》

本項目の新市建設計画の進捗状況及び未実施事業の理由を確認したところ、未実施理由も正当であり、新市建設計画に基づき事業実施はできたと認められます。特に、新市建設計画であげられていた事業のうち、当時の地域審議会自らが、市の現状を捉え、その必要性や代替えの可能性を協議し、不要と決断したことについて、今後、市が事業計画を実施するうえで、その時どきの状況を的確に把握し、「改めるべきは改める」、「中止すべきは中止する」、臨機応変な対応をすべきであるという、ひとつの指標を示したといえます。

参考資料

- 新市建設計画進捗管理表〈資料編－P.130〉
- 新市建設計画未実施事業一覧〈資料編－P.141〉

(5) みんなで創り、自分発信するまち

【住民主体のまちづくりの推進】

合併前の説明（新市将来構想）

活力と魅力あるまちをつくるためには、住民一人ひとりが主人公となることが重要です。

住民一人ひとりが、まちづくり活動に積極的に参加しながら、住民と行政が共に考え、共に行動するまちづくりを進めるとともに、住民一人ひとりが、自分発信できるまちづくりを推進します。

また、合併によるメリットを最大限に生かし、デメリットを克服する行政づくりを進めます。

新市建設画面上の施策名

- ⑱ 自分発信のまちづくりの推進
- ⑲ 住民と行政のパートナーシップの確立

取組状況

「新市建設計画進捗管理表」のとおり進捗状況となっています。

- ⑱ 「自分発信のまちづくりの推進」は、計画事業4事業に対し、全て実施。
- ⑲ 「住民と行政のパートナーシップの確立」は、計画事業7事業に対し、全て実施。

評価・検証

《内部評価》

「自分発信のまちづくりの推進」、「住民と行政のパートナーシップの確立」の項目に掲げられた新市建設計画の事業は全て実施できています。

参考資料

- 新市建設計画進捗管理表（資料編－P.130）

(6) 新市建設計画全体の進捗状況 (参考)

【新市建設計画進捗状況】

進捗状況

新市建設計画全体では、

計画事業 283 事業（うち県事業 65 事業・再掲分（9 事業）を除く）に対し、

実施事業（実施中 135 事業含む）が 239 事業（うち県事業 58 事業）、

未実施事業が 44 事業（うち県事業 7 事業）。

実施割合は 84.45%。（うち県事業実施割合 89.23%）

未実施内訳

なお、未実施事業の理由の内訳としては、

- | | |
|------------------------------|-------|
| ① 今後、検討及び財減措置ができれば事業実施するもの | 25 事業 |
| ② 社会情勢等の変化により、事業実施が不要と思われるもの | 13 事業 |
| ③ 諸事情により、事業実施が困難なもの | 6 事業 |

財 政 分 析

財政分析にあたって

この項目では、新しい長門市が誕生してから、財政状況がどのように変化したかを分析することで、合併による効果や課題を検証し、その結果を今後の行財政運営に活かしていくことで、今後の長門市のさらなる均衡ある発展に繋げていくこととします。

なお、分析については、平成 25 年度までの地方財政状況調査等を基に普通会計ベースで行っており、各検証項目の金額は四捨五入してあるため、合計が一致しない場合があります。

1 決算額（普通会計）

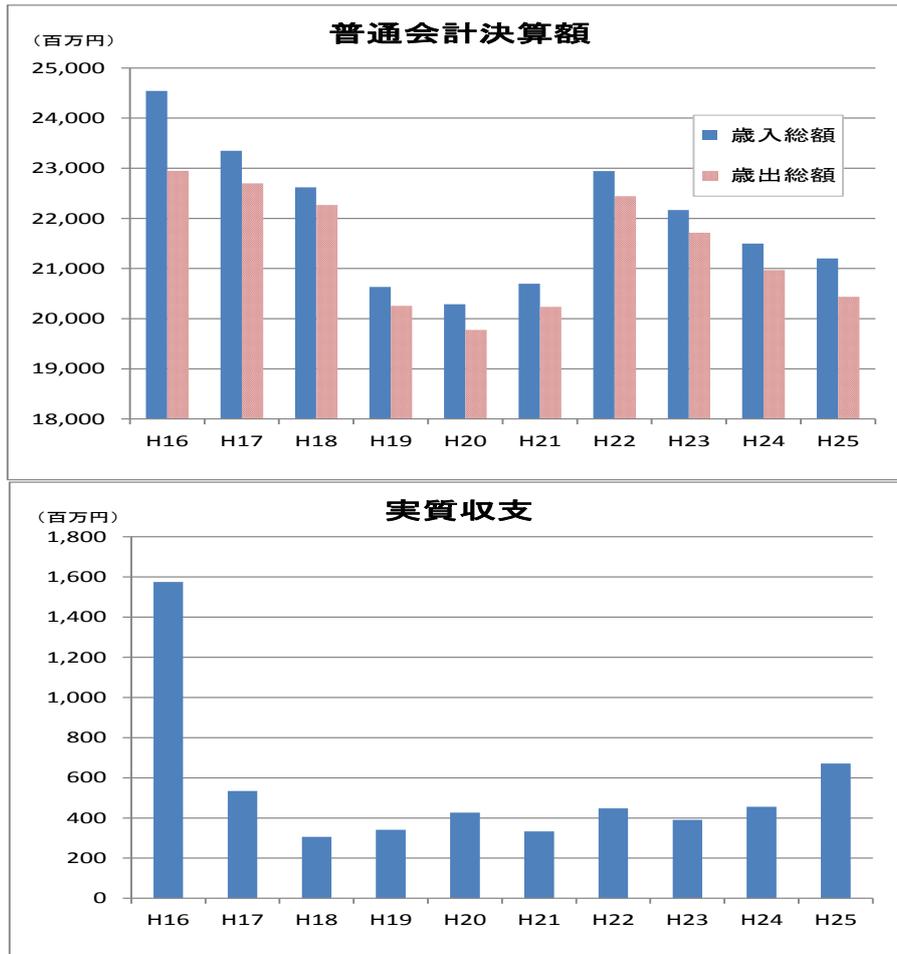
単位：百万円

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
歳入総額	24,542	23,349	22,619	20,632	20,290	20,698	22,943	22,168	21,499	21,200
歳出総額	22,950	22,700	22,270	20,258	19,776	20,236	22,445	21,716	20,969	20,438
歳入歳出差引	1,592	649	349	373	514	462	498	452	531	762
翌年度繰越財源	17	115	43	32	87	129	49	61	75	90
実質収支	1,575	534	306	341	427	333	448	390	456	671
単年度収支	1,575	▲ 1,041	▲ 229	35	86	▲ 94	115	▲ 58	66	215
実質単年度収支	1,062	▲ 418	▲ 265	123	▲ 11	379	872	616	617	654

歳入は合併時に比べ、平成 25 年度には 212 億円と 33 億円の減（▲13.6%）、歳出は合併当初に比べ、204 億円と 25 億円の減（▲10.9%）となっています。

普通会計の決算額は、合併直後に一般廃棄物最終処分場の建設や電算システム統合、三隅保育所の建設などの実施により、歳出規模のピークとなっています。また、平成 20 年度には、合併後先行して取り組んできた生活基盤社会資本の平準化のための事業（油谷・日置地区の下水道事及びケーブルテレビ事業）が平成 19 年度で一旦落ち着いたことから、歳出規模は縮小しましたが、平成 21 年度以降は新市建設計画の大型建設事業（給食センター建設、小学校改築、ごみ処理施設建設）の実施により、歳出規模は 200 億円台で推移しています。

なお、実質収支は、合併当初の平成 16 年度に財政調整基金（567,334 千円）や減債基金（177,000 千円）の取り崩しによる繰入金の増により、実質収支額が膨らんでいるものの、その後は、5 億円前後で推移しています。



2 歳入

(1) 市税

単位：百万円

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市民税	1,290	1,331	1,409	1,762	1,674	1,615	1,501	1,514	1,531	1,491
固定資産税	2,112	2,117	1,985	2,019	2,004	1,914	1,947	1,931	1,814	1,826
軽自動車税	81	85	85	89	89	90	91	91	91	93
たばこ税	230	220	218	215	203	189	192	231	226	251
入湯税	50	48	47	48	45	37	38	39	39	29
都市計画税	273	236	219	225	221	209	207	103	95	98
合計	4,036	4,037	3,962	4,358	4,235	4,053	3,976	3,909	3,796	3,789
徴収率	86.2%	85.9%	85.5%	87.3%	87.2%	86.9%	87.7%	88.1%	88.9%	90.0%

市税は合併時に比べ、平成25年度には37.9億円と2.5億円の減(▲6.1%)となっています。

平成 19 年度には、三位一体改革の一環として、国の所得税から地方の住民税への税源移譲により、平成 18 年度に比べ 3.9 億円の増収となりましたが、地域経済の長引く低迷により、市税収入全体では減少傾向にあります。

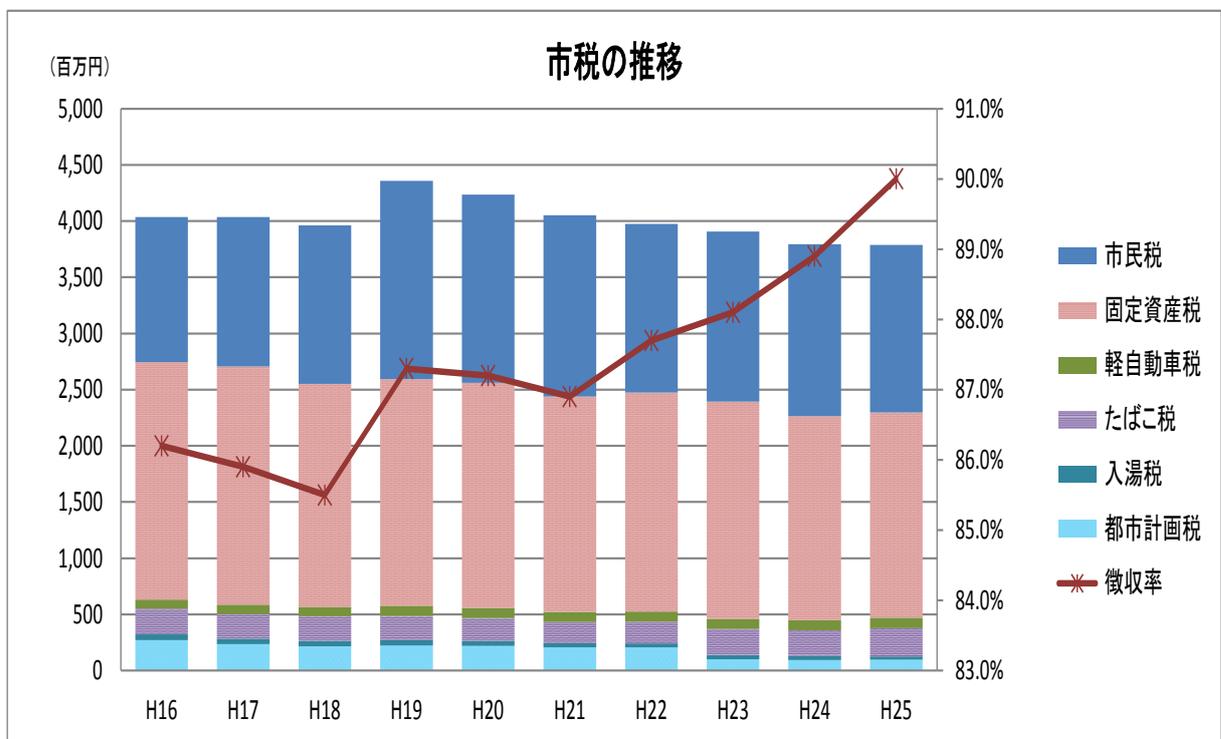
市民税は、年少扶養控除の廃止もあり、平成 24 年度には前年度に比べ増となっておりますが、その後は減収傾向にあります。固定資産税は、地価の下落等により、平成 18、21、24 年度と評価替えの基準年度に大きく減収となっています。

一方で、軽自動車税は、軽自動車保有台数の増により税収も年々増加傾向となっています。

たばこ税は、販売本数が減少傾向にあるものの、平成 22 年 10 月からの増税や平成 25 年度の県税からの一部税源移譲により、合併当初との比較では増収となっています。

入湯税は、入湯客が減少しており、平成 25 年度には湯本温泉の老舗ホテルが倒産したこともあり、今後も減収が見込まれます。都市計画税は、平成 23 年度から市民の負担軽減を図る目的で、税率を半減 (3/1000→1.5/1000) させたことから減収となっていますが、平成 28 年度予定の下水道料金統一時には、改めて都市計画税のあり方を検討する必要があります。

なお、徴収率は、市税の徴収対策として、平成 17 年度に徴収対策本部を設置し、平成 23 年度には「債権管理適正化指針」を策定するなど、効果的な取組みを行っていることから、年々、改善されてきています。



(2) 普通交付税

単位：百万円

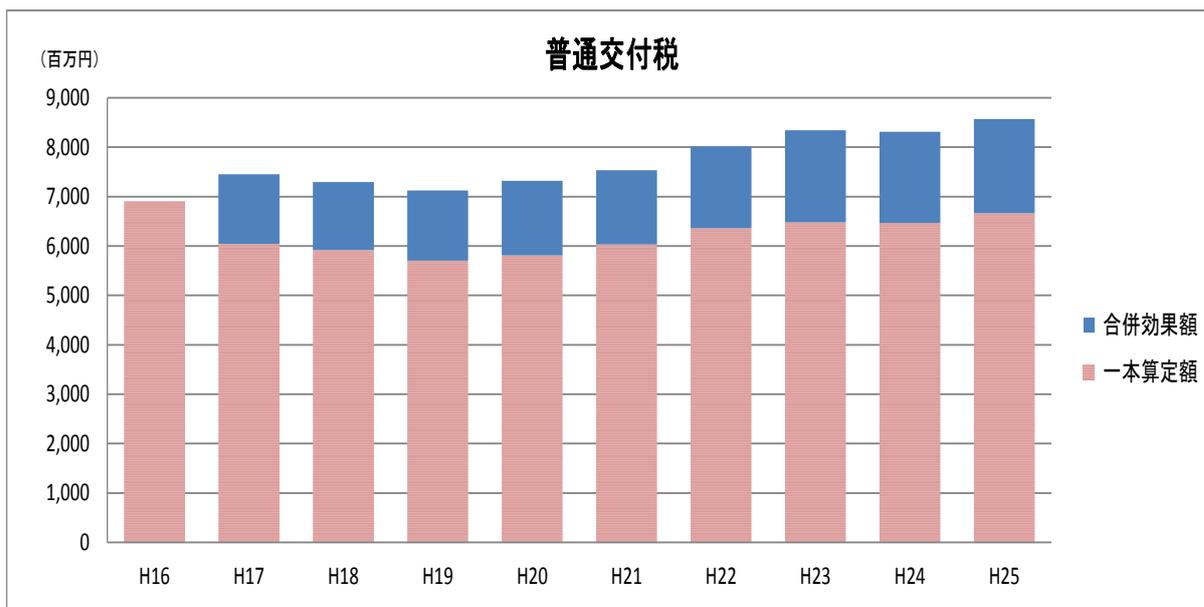
区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
合併算定替額	0	7,454	7,293	7,125	7,319	7,533	8,012	8,346	8,311	8,569
一本算定額	6,910	6,045	5,917	5,703	5,810	6,033	6,362	6,483	6,467	6,662
合併効果額	0	1,409	1,375	1,421	1,509	1,499	1,650	1,863	1,844	1,908

普通交付税は合併時に比べ、平成 25 年度には 85.7 億円と 16.6 億円の増（+24.0%）となっています。

国の三位一体の改革により、交付税総額の抑制が図られたことから、平成 19 年度までは一本算定分の普通交付税は減少しているものの、合併算定替により、普通交付税は平成 21 年度まで 70 億円台で推移しています。

平成 20 年度には地方再生対策費、平成 21 年度には地域雇用創出推進費、平成 22 年度には雇用対策・地域資源活用臨時特例費と臨時費目が創設され、平成 20 年のリーマンショックを契機とした世界的な金融危機や平成 21 年度の政権交代による国の政策転換等も影響し、普通交付税は上昇傾向となります。平成 24 年度は、地域経済・雇用対策費が創設されましたが、他の臨時費目を整理統合した影響もあり、普通交付税は減少となります。平成 25 年度は地方公務員の給与削減を前提とした単位費用見直しによる影響もありましたが、合併特例債等借入による公債費の増や地域の元気づくり推進費の創設により 85.7 億円となっています。

合併後 10 年が経過する平成 27 年度からは、合併算定替の特例措置が段階的に縮小し、平成 32 年度からは完全に一本算定に移行する予定ですが、現在のところ合併算定替終了による影響額は 14 億円程度と見込んでいます。



(3) 市債

単位：百万円

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市債	3,670	2,301	3,742	2,469	1,411	1,804	3,130	2,418	2,920	1,145
合併特例債	0	220	693	569	84	436	1,753	1,808	1,239	554
過疎対策事業債	547	647	807	455	343	346	291	360	1,047	538
臨時財政対策債	961	742	655	594	556	863	877	200	520	0
その他	2,162	691	1,587	852	428	158	209	50	114	53

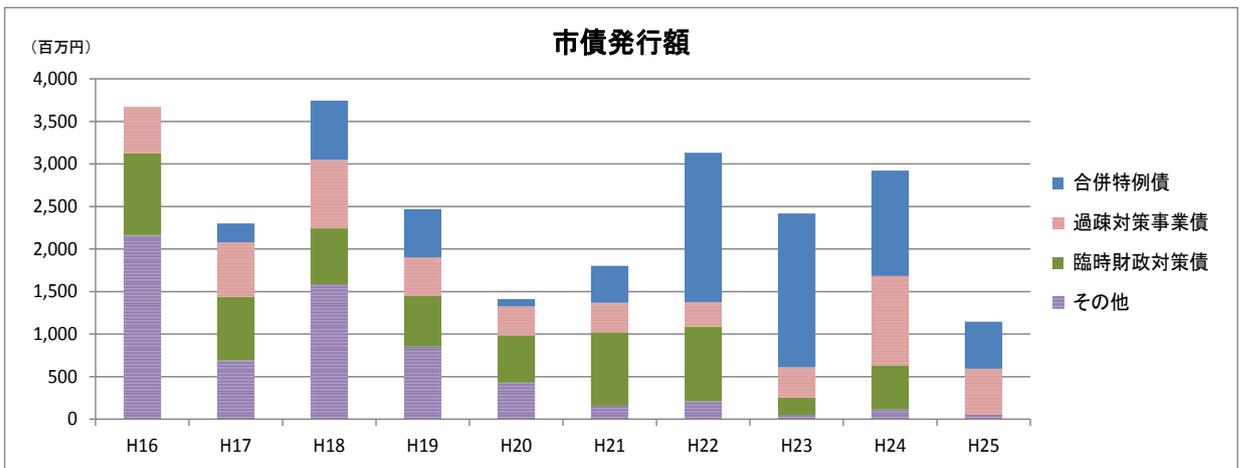
市債発行額については、普通建設事業費の財源として市債発行するものが多いため、概ね普通建設事業費の推移と同じ傾向となっています。

平成16年度については、普通建設事業費の財源として、一般単独事業債や社会福祉施設整備事業債、県貸付金を活用しており、平成18年度については、団塊世代の退職者増により退職手当債を5.5億円発行しています。平成20、21年度においては、市債の発行が10億円台となったものの、平成22年度以降については、新市建設計画における大型事業の実施により合併特例債の発行が大幅に増加しています。平成25年度においては、地方交付税や地域の元気臨時交付金により一般財源が十分に確保されたことから、市債発行は抑制されています。

なお、年度ごとの主な市債の発行内容は以下のとおりです。

■ 主な市債(臨時財政対策債は除く)

- H16 三隅保育園建設(社会福祉施設整備事業債:3.5億円)、排ガス処理施設整備(合併推進債:3.1億円)、最終処分場建設(一般廃棄物処理事業債:2.5億円)
- H17 市道改良舗装(過疎対策事業債2.7億円)、CATV施設整備(合併特例債1.3億円)、三隅保育園建設(合併特例債1.3億円)
- H18 退職手当(退職手当債:5.5億円)、ホテル増築(地域総合整備資金貸付事業債:5.3億円)、市道改良舗装(過疎対策事業債3.2億円)
- H19 三隅CATV広帯域化(合併特例債2.9億円)、市道改良舗装(過疎対策事業債2.4億円)、長門市駅前整備(合併特例債1.2億円)
- H20 市道改良舗装(過疎対策事業債1.5億円)、公有林造林保育(国の予算貸付債0.4億円)、津黄地域水産物供給基盤整備(過疎対策事業債0.4億円)
- H21 学校給食センター建設(合併特例債4.1億円)、市道改良舗装(過疎対策事業債1.2億円)、国体競技施設整備(過疎対策事業債0.7億円)
- H22 地域活性化基金造成(合併特例債7.6億円)、深川小学校改築(合併特例債3.6億円)、学校給食センター建設(合併特例債3.0億円)
- H23 深川小学校改築(合併特例債8.1億円)、地域活性化基金造成(合併特例債7.6億円)、ごみ焼却施設整備(合併特例債1.5億円)
- H24 地域活性化基金造成(合併特例債7.6億円)、深川小学校改築(合併特例債1.6億円)、市道改良舗装(過疎対策事業債1.5億円)
- H25 ごみ焼却施設整備(合併特例債2.6億円)、し尿等前処理施設整備(合併特例債1.6億円)、市道改良舗装(過疎対策事業債1.1億円)



3 歳出

(1) 義務的経費

単位：百万円

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
義務的経費	10,431	9,963	10,815	10,413	10,577	10,301	11,000	10,633	10,409	9,853
人件費	5,401	4,608	5,330	4,960	4,892	4,413	4,214	4,056	3,942	3,797
扶助費	1,731	2,060	2,113	2,124	2,172	2,257	2,644	2,741	2,860	2,823
公債費	3,298	3,294	3,372	3,329	3,514	3,631	4,143	3,835	3,607	3,233

義務的経費は合併時に比べ、平成 25 年度には 98.5 億円と 5.8 億円の減（▲5.5%）となっています。

特に人件費については、減少が顕著であり、合併当初に比べ平成 25 年度には 38.0 億円と 16.0 億円の減（▲29.7%）となっており、合併以降の定員適正化計画に沿った人員削減（H16 職員数 641 人→H25 職員数 510 人）の影響により大幅に減少しています。

公債費については、平成 19 年度から市債の繰上償還の実施による影響から、平成 22 年度には 41.4 億円の公債費負担が発生したものの、繰上償還の減少により、平成 25 年度には公債費負担額も合併時の 32 億円台となっています。

一方で、扶助費については、年々増加傾向にあり、平成 17 年度には生活保護費が 2.2 億円増加したことにより 20 億円を超え、平成 18 年度には児童手当制度の拡充等により児童福祉費が 1.7 億円増加しています。また、平成 22 年度は子ども手当の支給開始により児童福祉費が 3.1 億円増、平成 23 年度は児童手当が子ども手当に移行し、介護給付費等も増加していることから、平成 25 年度には 28.2 億円と合併時に比べ 10.9 億円増加しています。

■ 主な市債の繰上償還(借換分除く)

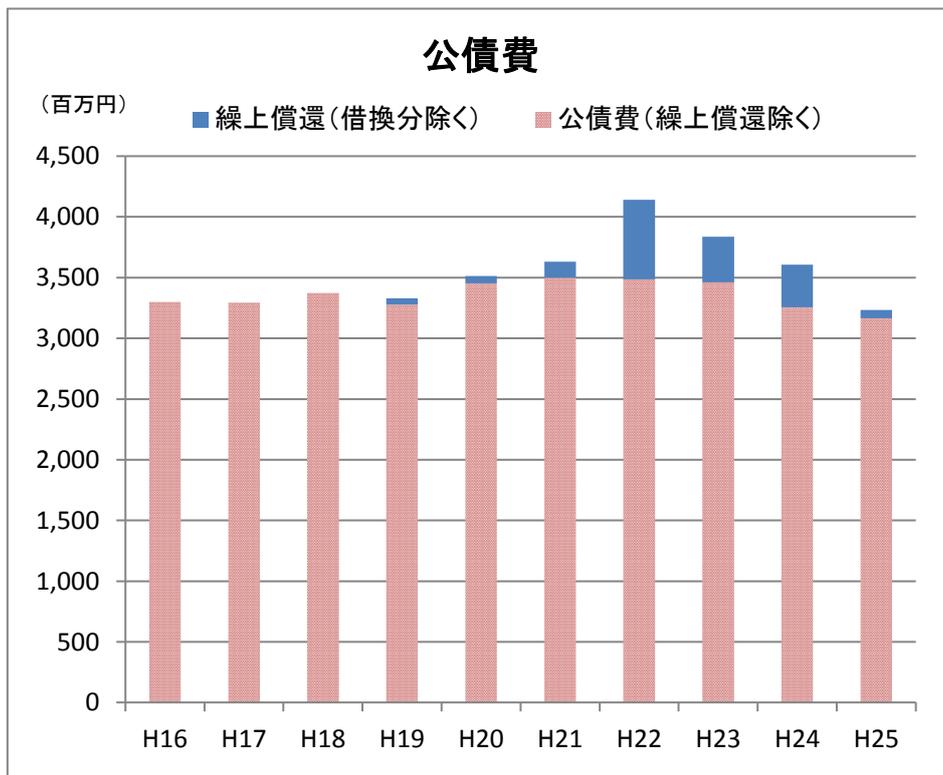
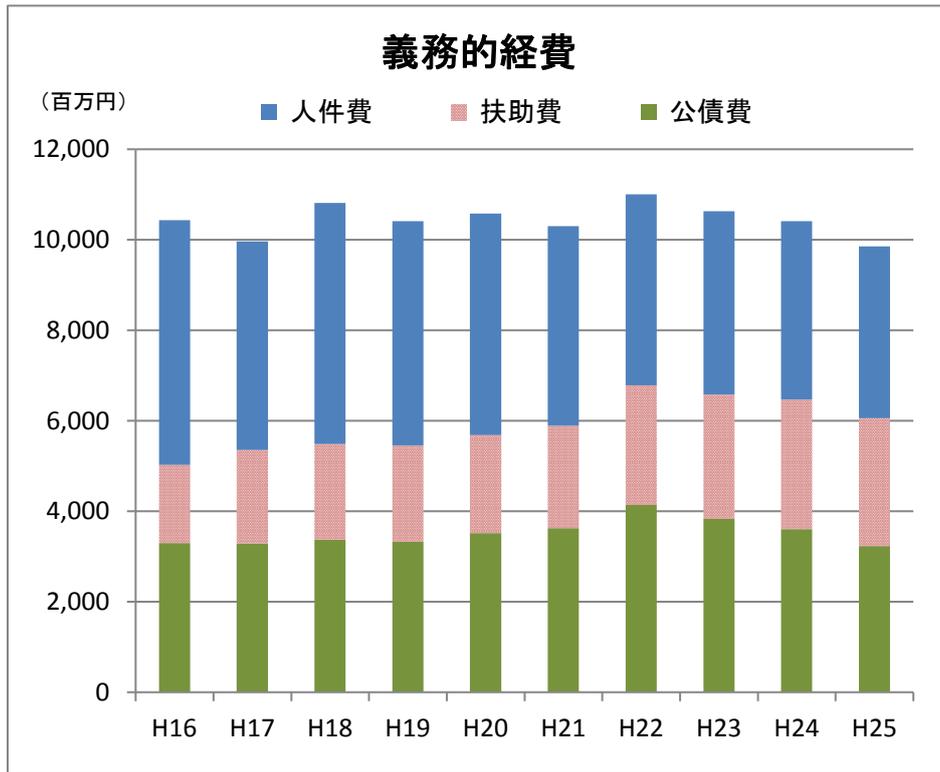
H21 地域総合整備事業債(1.2 億円)、公園緑地事業債等(補償金免除繰上償還分 0.1 億円)

H22 退職手当債(3.7 億円)、地域総合整備事業債(2.8 億円)

H23 県きらめき支援資金(3.6 億円)、水道事業会計出資債(0.2 億円)

H24 退職手当債(1.4 億円)、県きらめき支援資金(1.4 億円)、学校教育施設等整備事業債(0.6 億円)、水道事業会計出資債(0.1 億円)

H25 厚生福祉施設整備事業債(0.1 億円)



(2) 普通建設事業費

単位：百万円

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
普通建設事業費	5,137	3,498	4,500	3,173	1,999	2,754	3,543	2,792	2,659	2,730
補助事業費	2,624	1,265	1,751	1,784	823	491	1,743	1,210	548	1,173
単独事業費	2,260	1,907	2,431	1,188	1,014	2,076	1,684	1,474	1,972	1,388
県営事業負担金	254	325	317	201	162	187	116	107	139	170

普通建設事業費は合併時に比べ、平成 25 年度には 27.3 億円と 24.1 億円の減 (▲46.9%) となっています。

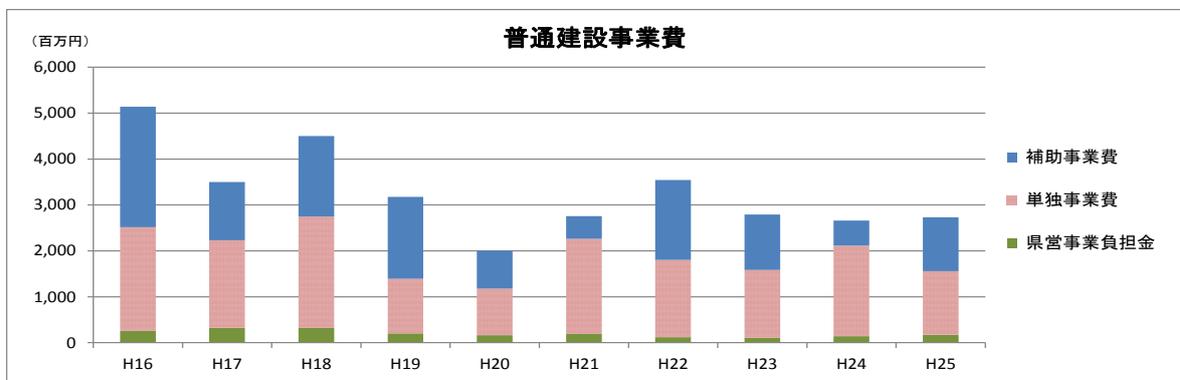
合併当初から平成 18 年度にかけては、CATV施設の整備や道路改良舗装事業をなど、旧市町の生活基盤平準化のための普通建設事業を重点的に実施していることから事業費が膨らんでいます。

平成 20 年度には、合併により早急に整備する普通建設事業がいったん落ち着いたことから、事業費は 20 億円を下回る合併以降最少規模となりましたが、その後は、学校給食センター建設や学校改築など合併特例債を活用した大型事業や国の地域活性化関連等の交付金事業の実施により、26 億円を超える水準で推移しています。

なお、年度ごとの主な普通建設事業は以下のとおりです。

■ 主な普通建設事業

- H16 廃棄物最終処分場(9.8億円)、電算システム統合事業(5.4億円)、三隅保育園建設事業(6.1億円)
- H17 山口県農業・食品産業強化対策事業(2億円)、畜産基盤再編総合整備事業(1.5億円)
- H18 地域総合整備資金貸付事業(5.8億円)、みのり保育園建設事業(4億円)
- H19 三隅CATV広帯域化事業(5.3億円)、津黄地域水産物供給基盤整備事業(2.5億円)
- H20 津黄地域水産物供給基盤整備事業(1.8億円)、塵芥処理施設整備工事(1.2億円)
- H21 地域活性化・生活対策臨時交付金事業(4.7億円)、学校給食センター建設事業(3.9億円)、津黄地域水産物供給基盤整備事業(1.8億円)
- H22 深川小学校改築事業(7.3億円)、学校施設耐震化事業(3.7億円)、きめ細かな交付金事業(3.5億円)
- H23 深川小学校改築事業(14.7億円)、地域活性化・きめ細かな交付金事業(1.9億円)
- H24 消防・救急デジタル無線整備事業(6.8億円)、土地開発基金からの土地買戻(2.4億円)
- H25 応急診療所・地域医療連携支援センター整備事業(3.9億円)、油谷小学校改築事業(3.7億円)、地域の元気臨時交付金事業(3.6億円)



4 市債残高

単位：百万円

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市債残高	30,175	29,751	30,668	30,347	28,769	27,417	26,848	25,844	25,536	23,787
合併特例債	0	220	912	1,481	1,551	1,877	3,447	4,975	5,856	5,895
過疎対策事業債	3,877	4,025	4,328	4,300	4,200	4,127	3,974	3,849	4,412	4,460
臨時財政対策債	3,344	4,068	4,581	4,970	5,288	5,872	6,424	6,269	6,401	5,964
その他	22,954	21,438	20,847	19,596	17,731	15,541	13,003	10,752	8,868	7,468

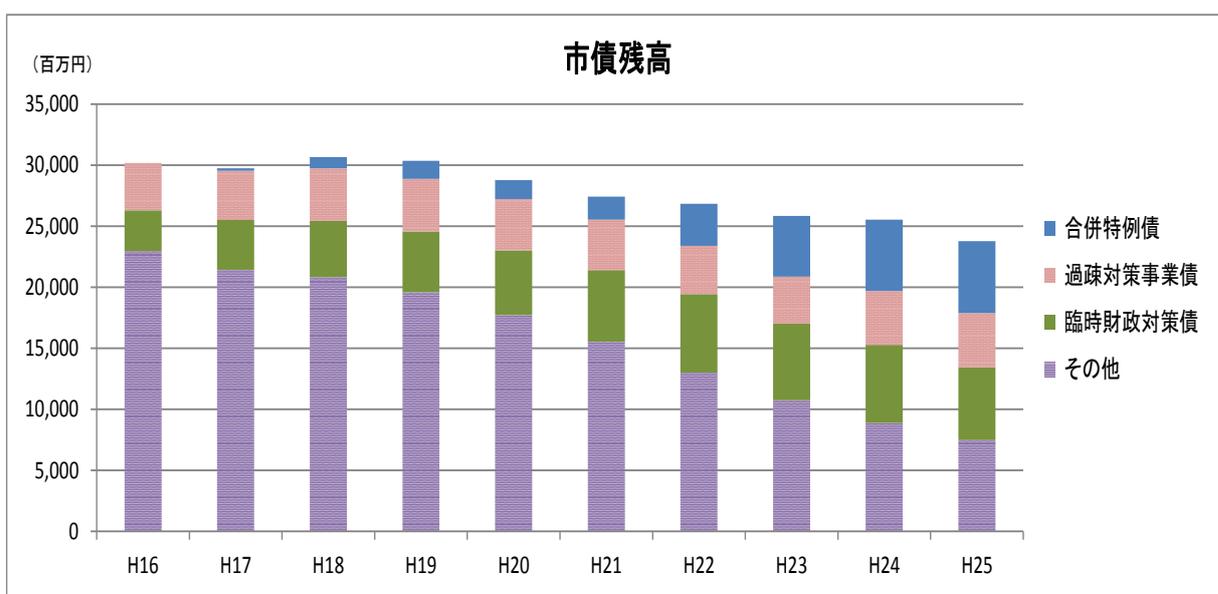
地方債残高は合併時に比べ、平成 25 年度には 237.9 億円と 63.9 億円の減（▲21.2%）と なっています。

合併により発行が可能となった合併特例債は、新市建設計画に基づき行う事業の財源と して地域活性化基金造成（発行額 22.8 億円）や深川小学校改築事業（発行額 13.5 億円）な ど多くの事業で活用されており、発行期限である平成 31 年度までには、消防庁舎建設事業 や本庁舎建設事業など大型事業も予定されています。

過疎対策事業債は、合併以前においては、旧日置町と旧油谷町のみで発行が可能でした が、合併以降は新市全域が過疎地域となり、新市における建設事業の財源として合併処理 浄化槽事業や道路改良事業、消防施設等整備事業など多くの事業に活用されています。

地方一般財源が不足分するため、平成 13 年度から導入された臨時財政対策債は、平成 25 年度を除き毎年発行されていることから、発行残高も年々増加傾向にあります。

その他の地方債は、交付税措置率の高い合併特例債や過疎対策事業債の活用により、合 併特例債を除く一般単独事業債などの発行が減少し、繰上償還などにより償還が進んでい ることから、合併当初に比べ約 154.9 億円の大幅な減となっています。



5 基金残高

単位：百万円

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
基金残高	1,787	2,831	2,952	2,841	2,442	2,785	3,693	4,787	5,798	6,331
財政調整基金	153	776	739	826	728	1,069	1,169	1,469	1,670	2,100
地域活性化基金	0	0	0	0	0	0	800	1,601	2,403	2,405
その他基金	1,634	2,055	2,213	2,015	1,714	1,716	1,724	1,716	1,725	1,826

基金残高は合併時に比べ、平成 25 年度には 63.3 億円と 45.4 億円の増（+254.2%）となっています。

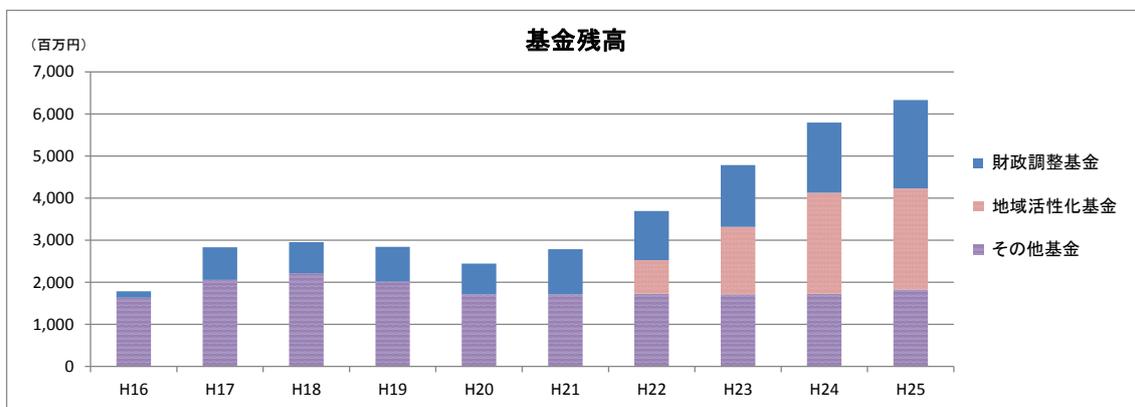
財政調整基金は、合併前年度の平成 15 年度末では、旧 1 市 3 町で 6.7 億円有していましたが、合併時の取崩により平成 16 年度末では 1.5 億円となりました。その後は、積立により基金残高は増加傾向にあり、平成 25 年度末では 21 億円となっています。

地域活性化基金は、合併後の地域振興等を目的として設置した基金で、主に合併特例債を活用して基金造成しており、平成 25 年度末現在高は 24 億円となっています。

その他の基金は、平成 17 年度に退職手当基金の積立（6.8 億円）及び取崩（1.2 億円）、平成 20 年度に退職手当基金の取崩（2.5 億円）を実施していますが、その他の基金全体では、合併当初と比べても大きな増減はありません。

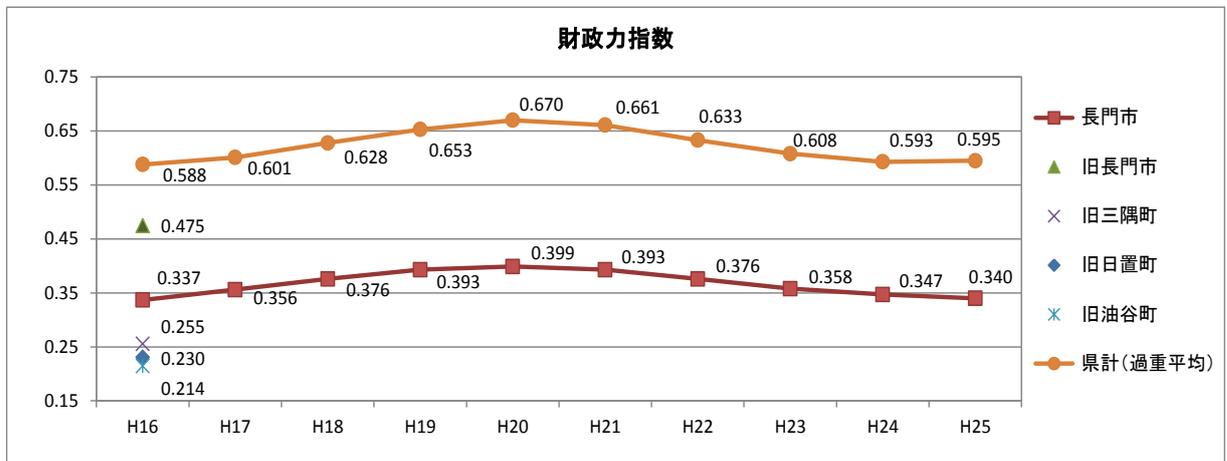
■ その他主な基金の内訳

- ・減債基金(H16:83.2百万円→H25:84.6百万円)
- ・教育・文化、体育振興奨励基金→子ども教育ゆめ基金(H16:9.1百万円→H25:10.9百万円) ※平成 25 年度名称変更
- ・香月泰男美術館運営基金(H16:1.4億円→H25:1.3億円)
- ・地域福祉振興基金(H16:4億円→H25:2.6億円)
- ・観光施設等整備基金(H16:38.9百万円→H25:3.2百万円)
- ・ふるさと水と土保全基金(H16:4.1百万円→H25:4.1百万円)
- ・職員退職手当基金(H17:5.5億円→H25:5.5億円) ※平成 17 年度設置
- ・すこやかワクチン基金(H22:5.9百万円→H25:2.5百万円) ※平成 22 年度設置



6 財政指標

(1) 財政力指数（3か年平均）



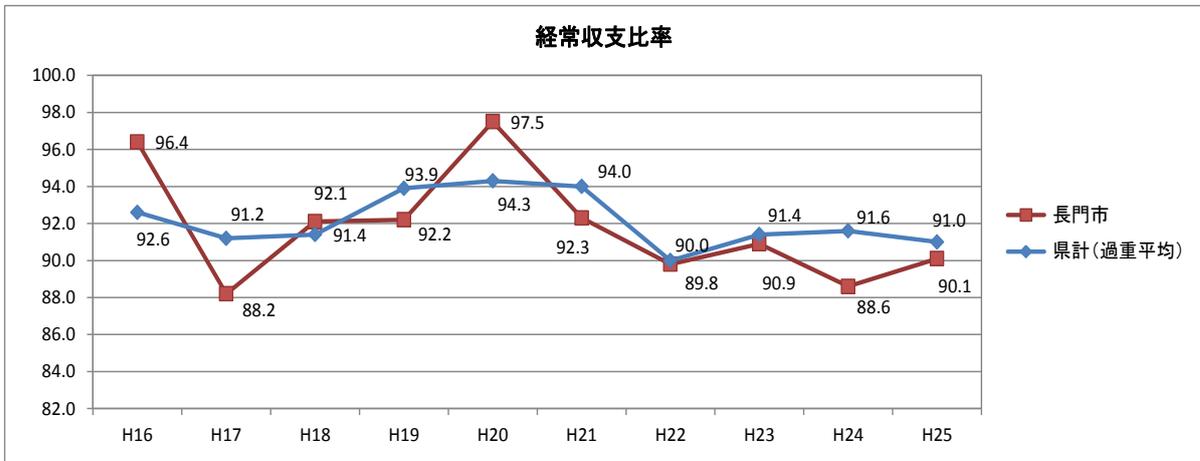
財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指標で、地方交付税法の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値で、財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

平成17年度は、所得譲与税の伸びにより基準財政収入額が伸びており、基準財政需要額が国勢調査人口等の測定単位の置換えにより減となったため、指数が高くなっています。

基準財政収入額は、平成19年度以降は景気の低迷等により減少傾向が続いており、基準財政需要額は、国の三位一体の改革等により平成19年度までは減少傾向、平成20年度からは臨時費目の創設等により増加傾向にあります。財政力指数が3か年平均であることから、平成21年度より指標が下落傾向となっています。

$$\text{財政力指数 (3か年平均)} = \left[\frac{\text{前々年度基準財政収入額}}{\text{前々年度基準財政需要額}} + \frac{\text{前年度〃}}{\text{前年度〃}} + \frac{\text{当該年度〃}}{\text{当該年度〃}} \right] \div 3$$

(2) 経常収支比率



注) 経常収支比率は、経常一般財源総額に、H18までは減税補てん債及び臨時財政対策債を、平成19年度以降は減収補てん債特例及び臨時財政対策債を含んだ場合の数値である。

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する指標であり、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源がどの程度充当されているかを表しており、比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを示します。

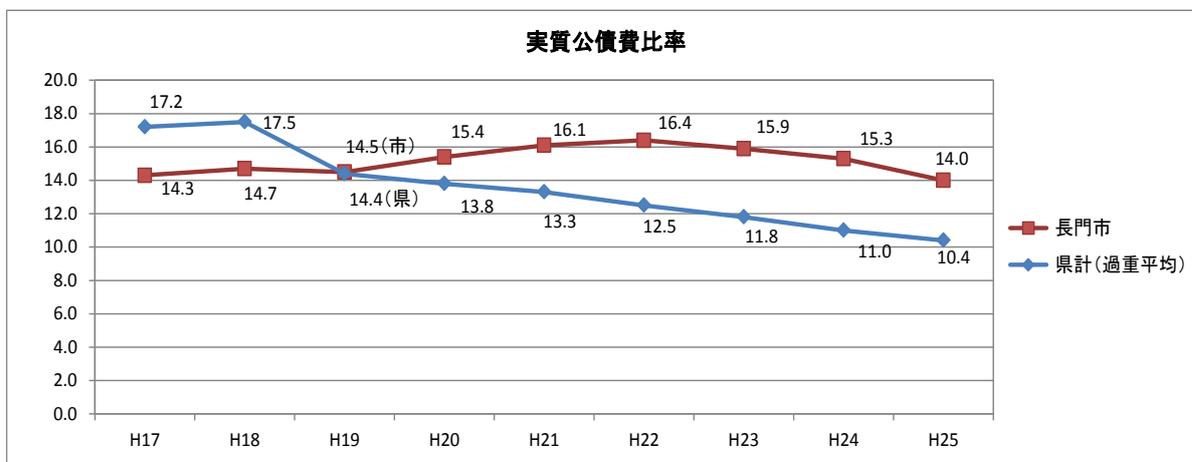
平成17年度は、合併算定替えに伴う普通交付税の増に対し、議員数や退職者数（H16：31人→H17：8人）の減等により人件費に占める経常一般財源が大幅に減となったことから、比率が低くなっています。

一方で、平成18年度からは、団塊世代の退職（H18：39人、H19：29人、H20：34人）による退職手当の増に加え、普通交付税や市税を中心とした経常一般財源の減により、比率が高くなっています。

平成21、22年度には、退職者数が減少（H21：27人、H22：26人）しており、職員数の減も含め人件費が減少したことから、比率が低くなっています。

$$\text{経常収支比率} = \text{経常経費充当一般財源の額} / \text{経常一般財源総額} \times 100$$

(3) 実質公債費比率（3か年平均）



実質公債費比率は、地方公共団体の実質的な公債費負担の割合を判断する指標であり、一般財源の標準規模を表す標準財政規模のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合を表しており、18%以上の場合は市債の発行に許可が必須となり、25%を超えると一部市債の発行が制限されます。

平成20年度からは、合併前後の建設事業に係る市債や平成18年度発行の退職手当債の償還開始により公債費が増加したことから、比率が高くなっています。

平成23年度以降は、都市計画税率の半減により、充当可能財源が減少していますが、市債の繰上償還の実施と交付税措置率の高い市債の借入による効果で、比率が低くなっています。

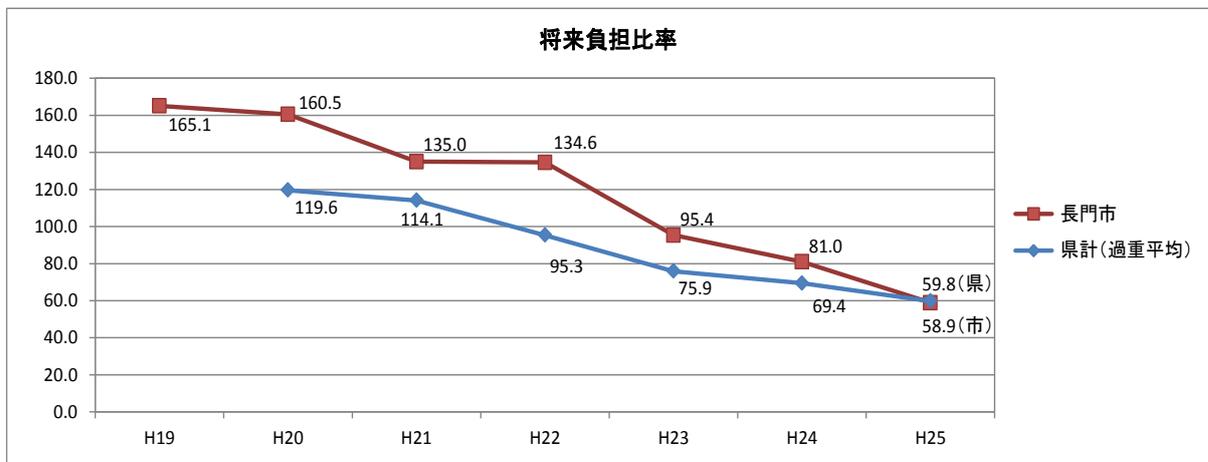
$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

- A: 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)
- B: 地方債の元利償還金に準ずるもの(※「準元利償還金」)
- C: A又はBに充てられる特定財源
- D: 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入公債費の額」)及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入準公債費の額」)
- E: 当該年度の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む)

※ 準元利償還金

- ア 満期一括償還の地方債の1年当たりの元金償還金相当額
- イ 公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金
- ウ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等
- エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- オ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率



注) 平成 19 年度の県計は、公表されていないため省略しています。

将来負担比率は、地方公共団体が将来的に負担すべき負債等を把握する指標であり、一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負債に当たる将来負担額の標準財政規模に対する比率を表しており、350%以上の場合は財政健全化計画を策定のうえ、財政状況の改善に取り組む必要があります。

職員数減による退職手当負担見込額の減や市債や債務負担行為に係るものの繰上償還の実施による将来負担額の減、また、財政調整基金の積立や土地開発基金取得用地の買戻による充当可能基金の増により、将来負担比率は年々低くなっています。

なお、平成 22 年度については、財政調整基金による年度末の繰替運用を実施した影響から比率が横ばいとなっています。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

A: 将来負担額(※)

B: 充当可能基金額

C: 特定財源見込額

D: 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E: 標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む。)

F: 元利償還及び準元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額

※ 将来負担額

ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額(公債費に準じるもの)

ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元利償還に充てる一般会計等からの負担見込額

エ 加入組合等の地方債の元金償還に充てる負担金等見込額

オ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末支給額)のうち、一般会計等の負担見込額

カ 設立法人(土地開発公社等)の負債等負担見込額

オ 連結決算赤字額

オ 加入組合等の連結実質赤字額相当のうち、一般会計等の負担見込額